

藤沢市地球温暖化対策実行計画

～重点施策アクションプラン 2030～

素案

2050 年脱炭素社会の実現を目指した
2030 年度までの重点施策アクションプラン

2026 年（令和 8 年）8 月

藤沢市

**藤沢市地球温暖化対策実行計画
～重点施策アクションプラン 2030～
目 次**

第1章 中間見直しの背景と基本的な考え方	1
1-1 藤沢市地球温暖化対策実行計画について	1
1-2 基本的事項	3
1-3 地球温暖化対策に関する動向	5
1-4 気候変動を巡る本市の動向	10
第2章 重点施策	18
2-1 重点施策の考え方	18
2-2 重点施策1	20
2-3 重点施策2	22
2-4 重点施策3	24
2-5 ピックアップ施策	28
第3章 本プランの推進・進行管理.....	31
3-1 推進体制	31
3-2 進行管理	32
参考資料.....	34

第1章 中間見直しの背景と基本的な考え方

1-1 藤沢市地球温暖化対策実行計画について

2022年（令和4年）3月に策定した藤沢市地球温暖化対策実行計画では、国の目標及び2021年（令和3年）2月に表明した「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、計画の期間及び目標を下記のとおり定めています。

計画の期間及び目標年度



温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度目標

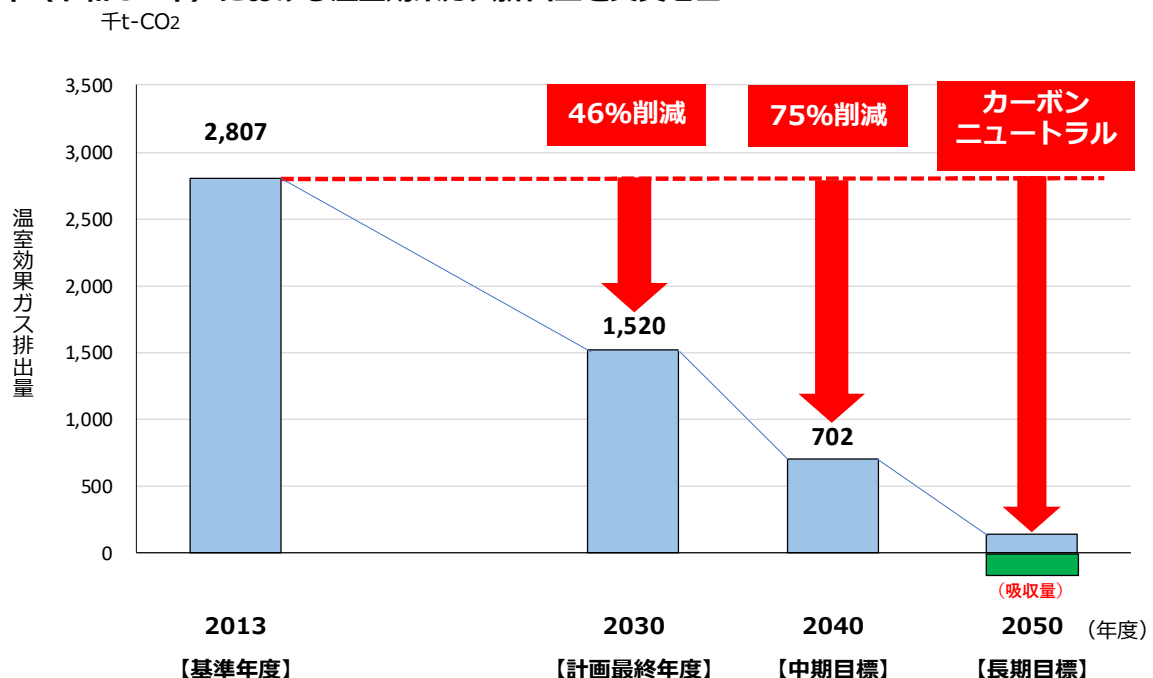
2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減

中期（2040年度）目標

2040年度（令和22年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で75%削減

長期（2050年）目標

2050年（令和32年）における温室効果ガス排出量を実質ゼロ



※基準年度における温室効果ガス排出量を見直しているため、削減目標値を現行計画から修正しています。

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた取組として、下記のとおり 4 つの基本方針を定め、基本方針ごとに主要施策を設定しています。また、各基本方針には関連性の高い SDGs を示しています。

なお、現行計画における取組は、現行計画の計画期間である 2030 年度（令和 12 年度）まで継続して推進していきます。

取組体系※現行計画より再掲

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

主要施策

- ・市民・事業者における脱炭素型ライフスタイルの促進
- ・協働・連携による脱炭素型ライフスタイルの促進
- ・省エネ設備等の導入促進



基本方針 2 エネルギーの地産地消

主要施策

- ・再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消
- ・自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり



基本方針 3 環境にやさしい都市システムの構築

主要施策

- ・環境にやさしい移動手段の促進
- ・緑化の推進
- ・農地の保全



基本方針 4 循環型社会の形成

主要施策

- ・ごみの減量化・再資源化の推進
- ・循環型社会形成への意識の醸成
- ・雨水の利活用



1-2 基本的事項

（１）藤沢市地球温暖化対策実行計画中間見直しの背景と目的

本市では、2010 年度（平成 22 年度）に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、2021 年（令和 3 年）2 月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明、2022 年（令和 4 年）3 月に 2030 年度（令和 12 年度）を目標年度とする同計画の改定を行い、「藤沢市環境基本計画」の総合環境像に掲げている「地域から地球に広がる環境行動都市」の実現に向けて、地球温暖化対策の取組を着実に進めてきました。

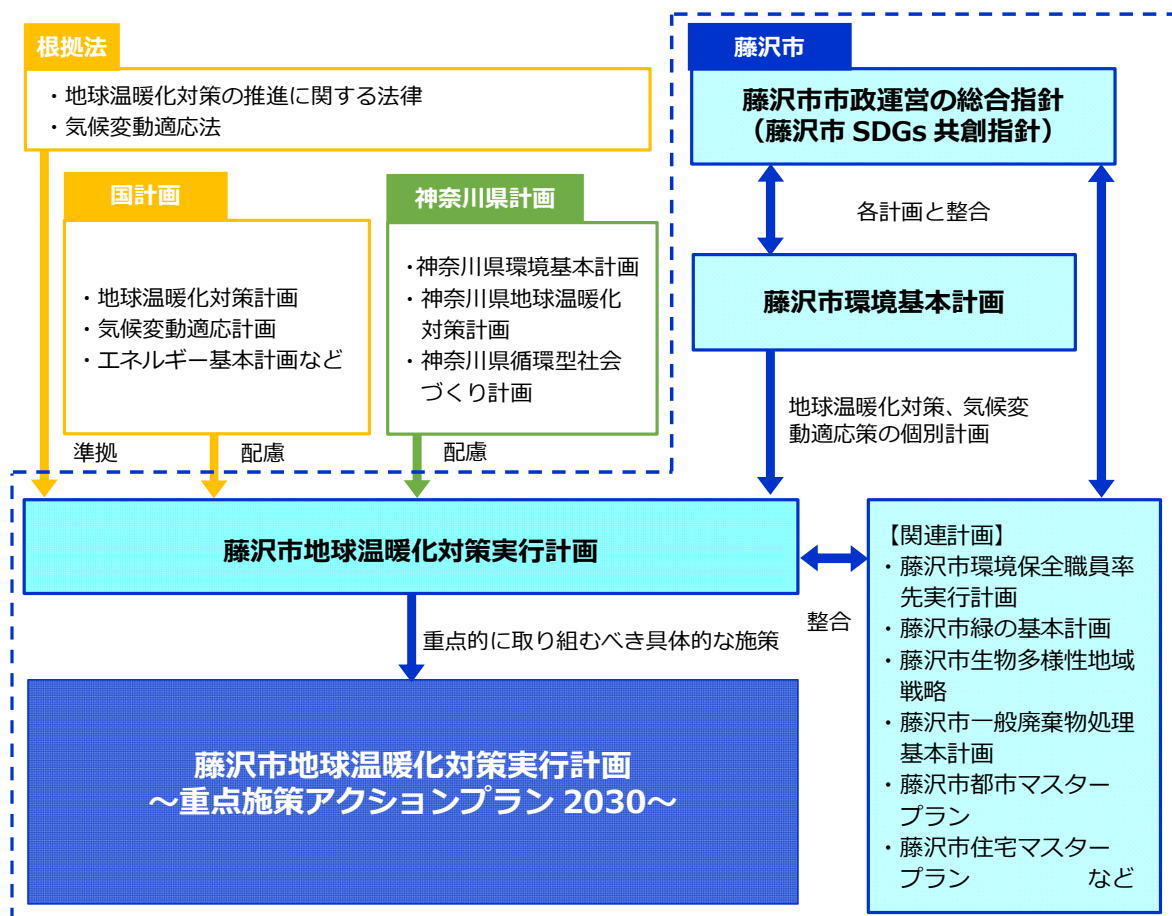
計画改定から 5 年の間に、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も 2050 年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応などの課題の解決に向けた政策を打ち出しています。

この度、藤沢市地球温暖化対策実行計画が計画期間の中間の時期であることから、国内外の社会情勢や新たな課題へ対応するため、「藤沢市地球温暖化対策実行計画～重点施策アクションプラン 2030～」(以下「本プラン」という。)を策定します。

本プランでは、本市の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」第 5 章で定めた「温室効果ガス排出量の削減に向けた取組」をより強力に推進するために、市民・事業者・行政が重点的に取り組むべき具体的な施策（重点施策）を定め、藤沢市地球温暖化対策実行計画とともに本市の地球温暖化対策の指針とし、温室効果ガス排出量削減の更なる推進を図っていきます。

なお、施策に基づく取組の推進に当たっては、国や県が進める地球温暖化対策に配慮しつつ、本市の「藤沢市市政運営の総合指針（藤沢市 SDGs 共創指針）」及び「藤沢市環境基本計画」をはじめとする本市の各種事業計画との整合・連携を図っていきます。

■本プランの位置付け



（２）対象期間と目標年度

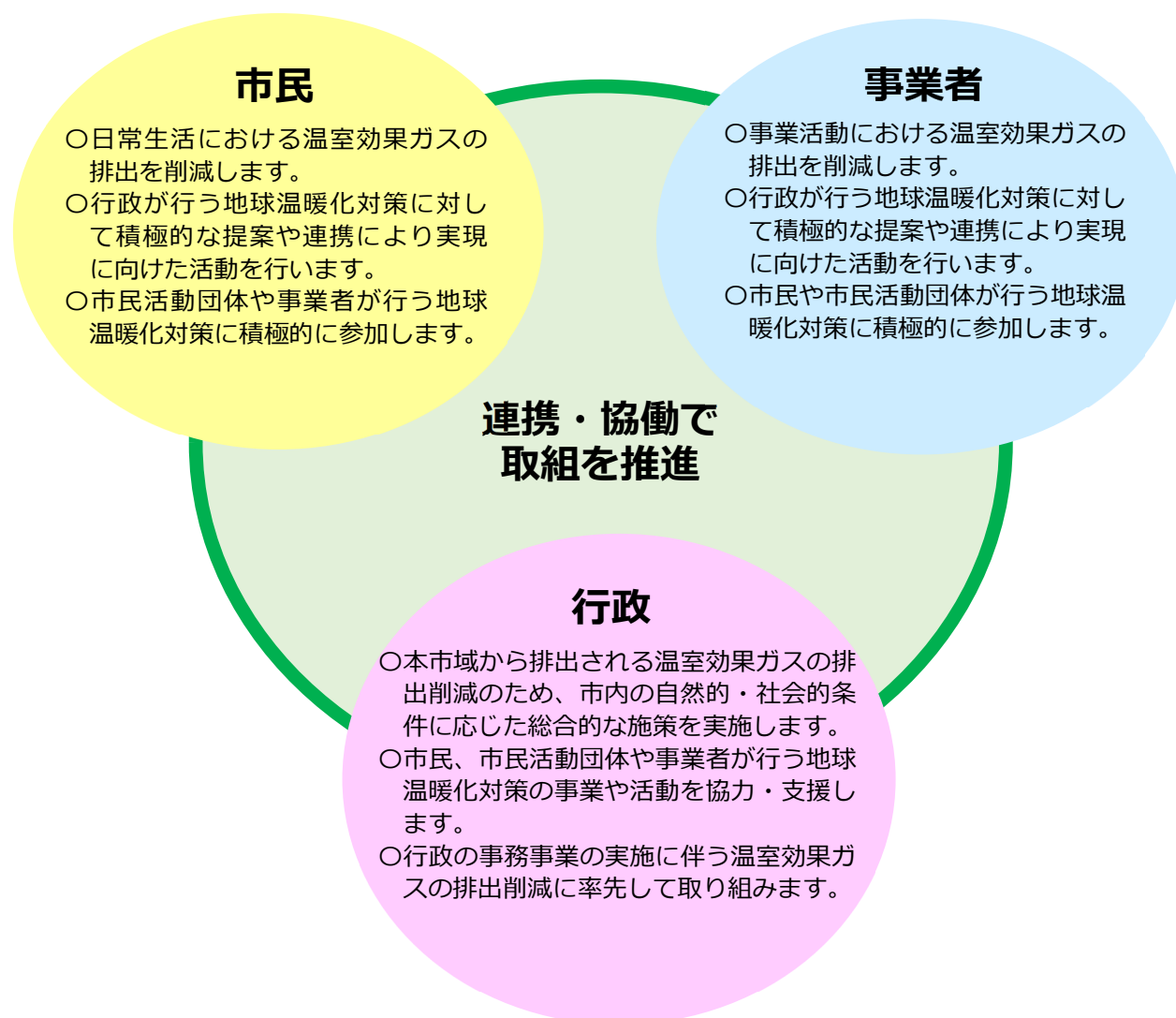
本プランの対象期間は 2027 年度（令和 9 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 4 年間とします。

また、中期目標を 2040 年度（令和 22 年度）、長期目標を 2050 年（令和 32 年）とし、中長期的な取組の方向性を展望します。

（３）推進主体

本プランの推進主体は、市民・事業者・行政の三者です。それぞれの役割に応じて地球温暖化対策に配慮した行動を実践するとともに、連携・協働により取組を推進していきます。

■各主体の役割



1-3 地球温暖化対策に関する動向

(1) 気候変動とは

地球が太陽から受け取ったエネルギーは、様々な形態を取りながら、大気圏・海洋・陸地・雪氷・生物圏の間で相互にやりとりされ、最終的に、赤外放射として宇宙空間に戻され、ほぼ安定した地球のエネルギー収支が維持されています。こうしたエネルギーの流れに関与する地球全体のシステムは気候系と呼ばれ、この気候系の中にある大気の状態を「気候」といいます。

「気候変動」とは、数十年間という期間における大気の状態となる「気候」が移り変わることです。その要因の一つが化石燃料等を起源とする温室効果ガスの排出による大気組成の変化により、地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する「地球温暖化」です。

(2) 地球温暖化と気候変動

地球温暖化は単なる気温上昇にとどまらず、地球全体の気候システムに大きな影響を与えています。気温の上昇によって大気や海洋の流れが変化し、猛暑や集中豪雨、干ばつ、大型台風などの異常気象が増加しています。また、極地の氷が溶けて海面が上昇し、沿岸地域の浸水リスクも高まっています。こうした変化は自然環境や人間社会に深刻な影響を及ぼす気候変動を引き起こしています。

■ 21 世紀末に予測される日本の気候変化

21世紀末の日本は、20世紀末と比べ...

※ 黄色は2℃上昇シナリオ、
赤色は4℃上昇シナリオによる予測

年平均気温が約1.4℃/約4.5℃上昇



猛暑日や熱帯夜はますます増加し、
冬日は減少する。

日本近海の平均海面水温が
約1.13℃/約3.45℃上昇



世界平均よりも上昇幅は大きい。

降雪・積雪は減少

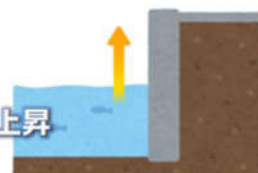
雪ではなく雨が降る。
ただし大雪のリスクが
低下するとは限らない。



激しい雨が増える

日降水量の年最大値は
約12% (約13 mm) / 約27% (約28 mm) 増加。
50 mm/h以上の雨の頻度は 約1.8倍/約3.0倍に増加。

沿岸の海面水位が
約0.40m/約0.68m上昇



3月のオホーツク海海氷面積は
約32%/約78%減少



【参考】4℃上昇シナリオでは、
21世紀末までには夏季に北極海の海氷が
ほとんど融解すると予測されている (IPCC, 2021)。



台風は強まる
台風に伴う雨は増加

日本周辺海域においても
世界平均と同程度の速度で
海洋酸性化が進行



資料：日本の気候変動 2025 ―大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書― (文部科学省・気象庁)

(3) 気候変動を巡る国際的な動向

パリ協定

2015 年（平成 27 年）12 月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、2020 年（令和 2 年）以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016 年（平成 28 年）11 月に発効し、2020 年（令和 2 年）に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「異常気象など気候変動による悪影響を最小限に抑えるために、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前から 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にする」ことなどを決定しました。これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組を実施することになり、1997 年（平成 9 年）の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

IPCC 1.5℃特別報告書・IPCC 第 6 次評価報告書

気候変動枠組条約は IPCC（気候変動に関する政府間パネル）に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を 1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう要請しました。

2018 年（平成 30 年）10 月に開催された IPCC 第 48 回総会において承認・受諾された「1.5℃特別報告書」では、「世界の平均気温が 2017 年時点で工業化以前と比較して約 1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると 2030 年から 2052 年までの間に気温上昇が 1.5℃に達する可能性が高い」こと、「現在と 1.5℃上昇との間、及び 1.5℃と 2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがある」ことが示されました。

2023 年（令和 5 年）3 月に公表された「IPCC 第 6 次評価報告書（AR6）統合報告書（SYR）」では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない」、「継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、短期（2040 年）のうちに 1.5℃に達する」など、地球温暖化に関して厳しい見通しが示され、この 10 年間に全ての部門において急速かつ大幅で、即時の温室効果ガス排出削減が求められています。

グラスゴー気候合意

2018 年（平成 30 年）の「IPCC1.5℃特別報告書」を踏まえ、2050 年（令和 32 年）までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速し、2021 年（令和 3 年）10 月、11 月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、2100 年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5℃以内に抑える努力を追求していくことが盛り込まれ、2℃目標より高い 1.5℃目標を明確に掲げることとなりました。1.5℃目標を達成するため、世界全体の二酸化炭素（CO₂）排出量を 2030 年（令和 12 年）までに 2010 年（平成 22 年）比で 45%削減すること、今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

(4) 気候変動を巡る国内の動向

2050 年カーボンニュートラル宣言と地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

2020 年（令和 2 年）10 月、日本は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、これを受け、2021 年（令和 3 年）に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050 年カーボンニュートラルを基本理念として位置付けるとともに、地域脱炭素化促進事業制度等が定められました。同年「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2030 年度に温室効果ガスの 46%削減（2013 年度比）」を目標とし、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることが掲げられました。また、2024 年（令和 6 年）の法改正では、国内外で地球温暖化対策を加速するため、二国間クレジットの発行や地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が定められました。

地球温暖化対策計画の改定

2025 年（令和 7 年）2 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、我が国の温室効果ガス排出量削減の目標として、2030 年度（令和 12 年度）において 2013 年度（平成 25 年度）比で 46%削減することを目指すことに加え、2035 年度（令和 17 年度）、2040 年度（令和 22 年度）において 2013 年度（平成 25 年度）比でそれぞれ 60%、73%削減を目指すことが定められました。

主な施策としては、再エネや原子力などの脱炭素効果の高い電源の最大限の活用、工場等での先端設備への更新や中小企業の省エネ支援、高断熱窓や高効率給湯器のほか、電動商用車やペロブスカイト太陽電池等の導入支援、「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）※COOL CHOICE の後継取組」の推進などが示されています。

気候変動適応計画の改定

2018 年（平成 30 年）11 月に閣議決定された「気候変動適応計画」において、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な 7 つの分野が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することが定められ、2021 年（令和 3 年）10 月の改定では、分野別施策及び基盤的施策に関する KPI（成果指標）が設定、2023 年（令和 5 年）5 月の一部変更では、熱中症対策強化による気候変動適応法の改正を受け、熱中症対策実行計画の基本的事項が定められました。

第 7 次エネルギー基本計画の策定

2025 年（令和 7 年）2 月に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」においては、エネルギー安全保障の強化、2040 年（令和 22 年）を見据えた長期的な政策目標の設定、脱炭素と経済成長の両立などが示されており、エネルギー安定供給の確保に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、S+3E（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性）の原則のもと、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性が定められています。

また、2040 年（令和 22 年）におけるエネルギー需給の見通しとして、「徹底した省エネルギー」や「製造業の燃料転換」、「非化石エネルギーへの転換」を進めていくことが示され、野心的な見通しとして 2040 年（令和 22 年）における電源構成では、再生可能エネルギーの割合を 2030 年度（令和 12 年度）目標の 36～38%から 40～50%程度にし、さらに原子力などを加えた温室効果ガスを排出しない非化石電源で約 6～7 割を賄う方針が示されています。

(5) 気候変動を巡る神奈川県動向

神奈川県環境基本計画の改定

基本目標を「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」として掲げ、2024年（令和6年）3月に改定を行い、「気候変動への対応」、「自然環境の保全」、「循環型社会の形成」、「大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減」の4つの施策分野に、環境教育等を推進する「横断的な取組」を加えた5つの体系で構成しています。各施策分野の個別計画との整合性を図り、施策分野間の相互関係を重視し、経済・社会・環境のバランスの取れた社会の実現に向けて、環境の諸問題の統合的な解決を目指していくこととしています。

神奈川県地球温暖化対策計画の改定

2024年（令和6年）3月に改定された「神奈川県地球温暖化対策計画」において、中期目標として2030年度（令和12年度）までに温室効果ガス排出量50%削減（2013年度比）、2030年度（令和12年度）までに太陽光発電の200万kW以上導入等を掲げ、県庁の温室効果ガス削減目標として2030年度（令和12年度）までに70%削減（2013年度比）を掲げています。

■ 神奈川県地球温暖化対策計画における県の主な取組



資料：神奈川県地球温暖化対策計画「概要版」（神奈川県）

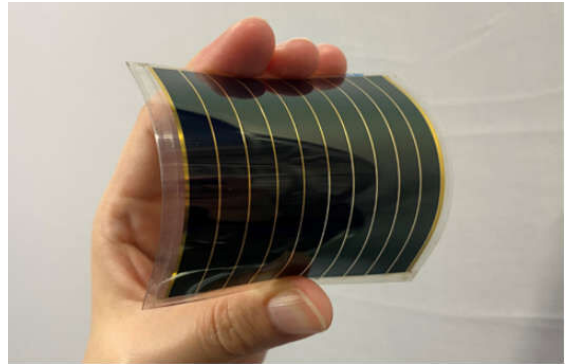
脱炭素の技術動向

2050 年脱炭素社会の実現に向けて、化石燃料を代替する再生可能エネルギー、省エネ対策に関する技術革新等がより一層進んでいくことが予想されます。

事業性や社会性等の観点より現時点では導入・実施が困難な場合でも、技術開発に関する動向を常に注視し、積極的に本市の地域性に合った技術の導入に取り組んでいきます。

○ペロブスカイト太陽電池【中・長期的取組】

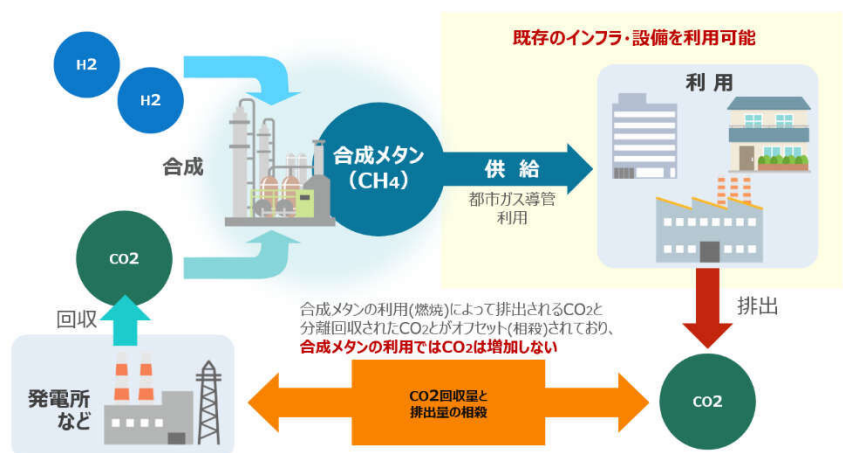
ペロブスカイト結晶構造（一般式： ABX_3 ）を持つ化合物を発電層に持つもので、軽くて柔軟であるため、従来のシリコン系太陽電池では重量や厚み等により設置できなかったビルの壁面や耐荷重の小さな屋根等の場所にも設置ができるようになるとして期待され、国の第 7 次エネルギー基本計画では 2040 年までに 20GW の導入目標を掲げています。



資料：神奈川県

○メタネーション【中・長期的取組】

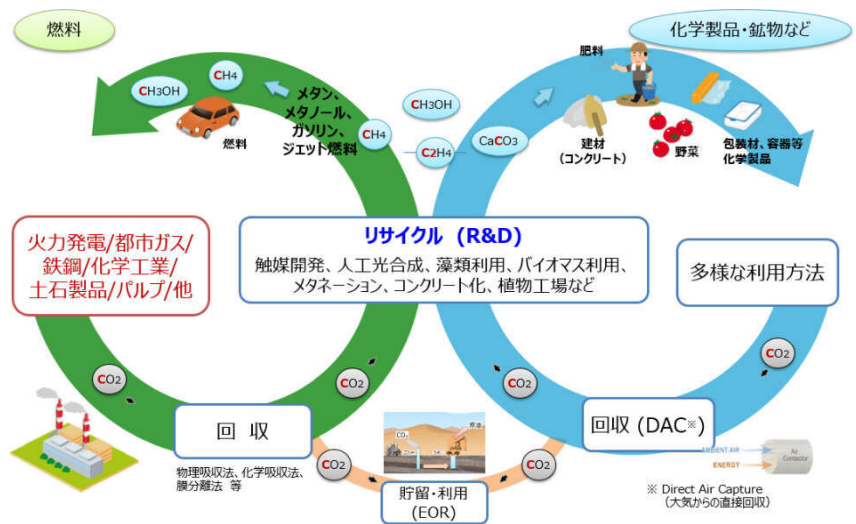
CO_2 と水素を合成しメタン（ CH_4 ）を製造する技術で、都市ガスの主原料となるメタンの燃焼によって排出される CO_2 を回収し、リサイクルされた CO_2 を使ってメタンを合成することにより、大気中の CO_2 の増加を抑えることができ、国では 2030 年代以降の商用化を目指しています。



資料：経済産業省

○DAC【長期的取組】

Direct Air Capture の略称であり、吸着剤などを用いた工学的な手法で大気中の CO_2 を直接吸収することによって、大気中の CO_2 を減少させる技術のことを言い、直接空気回収技術とも呼ばれ、現在商用化に向けて実証事業等が行われています。



資料：経済産業省

1-4 気候変動を巡る本市の動向

(1) 本市域における温室効果ガス排出量

本市域における 2013 年度（平成 25 年度）の温室効果ガス排出量は 2,807 千 t-CO₂で、年度ごとの増減はあるものの減少傾向で推移しています。

産業部門は、年度ごとの増減はあるものの減少傾向で推移、業務その他部門は、2022 年度（令和 4 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）にかけて増加、家庭部門は、2022 年度（令和 4 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）にかけて減少、運輸部門は、2022 年度（令和 4 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）にかけては横ばい、廃棄物部門は、年度によって変動はありますが、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）と比較して温室効果ガス排出量が増加しています。

2023 年度（令和 5 年度）の温室効果ガス排出量は 2,176 千 t-CO₂で、2013 年度（平成 25 年度）比で 22.5%減であり、目標年度に対する進捗率（目標削減量に対する削減実績量）は約 50%と削減状況が芳しくない状況です。特に、業務その他部門及び家庭部門は進捗率が 50%に達しておらず、2030 年度目標達成に向けて同部門をはじめとする削減対策の更なる推進が必要です。

■ 温室効果ガス排出状況

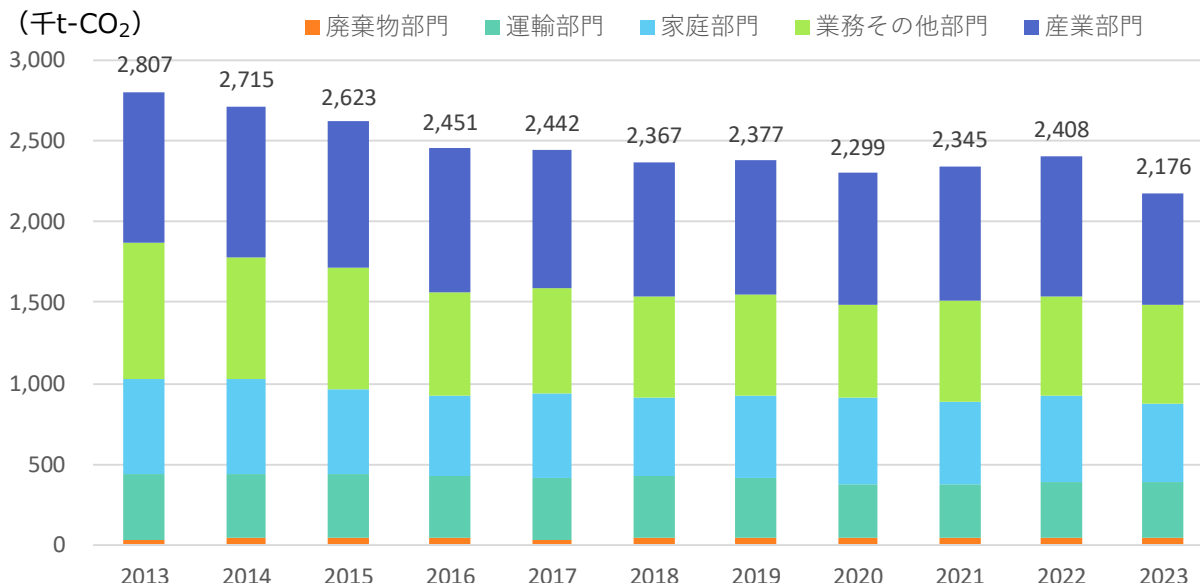
単位：千 t-CO₂

部門		2013 年度 (基準年度)	2023 年度 (速報値)		2030 年度 (目標年度)	
			排出量	基準年度比	排出量	基準年度比
二酸化炭素	産業部門	943	691	-26.8%	526	-44.3%
	業務その他部門	835	616	-26.2%	371	-55.6%
	家庭部門	588	479	-18.6%	276	-53.1%
	運輸部門	404	344	-14.8%	307	-24.0%
	廃棄物部門	30	37	25.3%	36	19.7%
	小計	2,801	2,168	-22.6%	1,514	-45.8%
メタン	廃棄物部門	1	2	12.0%	1	1.3%
一酸化二窒素		5	7	52.8%	3	-37.4%
合計		2,807	2,176	-22.5%	1,520	-45.8%

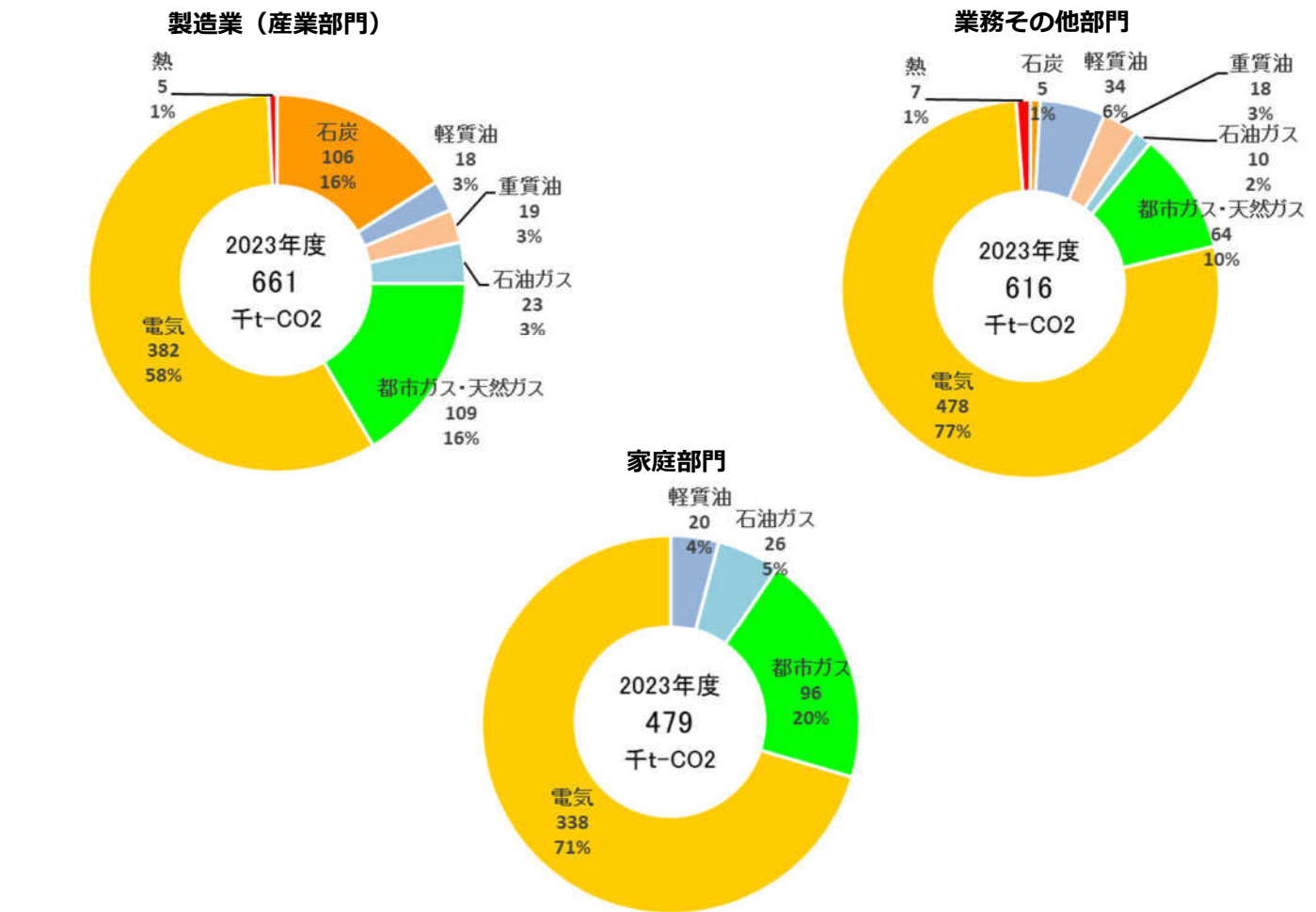
※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わない年度があります。

※基準年度における温室効果ガス排出量を見直しているため、削減目標値を現行計画から修正しています。

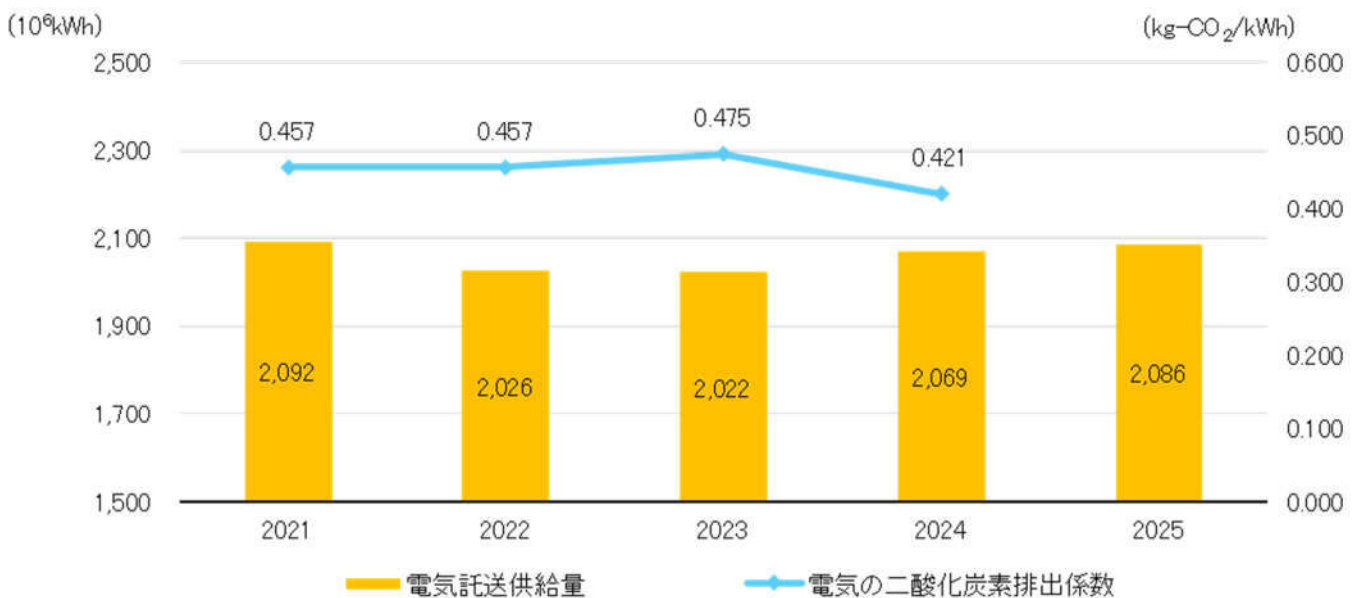
■ 温室効果ガス排出量の推移



■エネルギー別二酸化炭素排出割合（2023 年度速報値）



■市内の電気託送供給量及び電気の二酸化炭素排出係数の推移



資料：東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社

※電気の二酸化炭素排出係数は2024年度（令和6年度）が最新値となります。

※2024年（令和6年）の係数検討会における排出係数の制度変更に伴い、2023年度（令和5年度）までは、非化石証書等の環境価値による排出量を調整する前の値。2024年度（令和6年度）は、非化石証書・グリーン電力証書・再生可能エネルギー由来のJ-クレジットの環境価値を反映し、排出量を調整した後の値を掲載しています。

温室効果ガス排出量の増減の要因

温室効果ガス排出量の増減の主な要因としては、以下のものが挙げられ、これら複数の要因が絡み合って増減します。

- ・天候（気温）
- ・人口・世帯の増減
- ・事業所の増減、経済活動の増減
- ・自動車保有台数、走行距離の増減
- ・ごみ排出量の増減
- ・日常生活や事業活動における生活家電、設備機器の増減
- ・日常生活や事業活動における省エネ活動・実践割合
- ・日常生活や事業活動における省エネ機器や再エネ機器、省エネ建築物の導入率
- ・生活家電や産業用機器、自動車などにおける省エネ化に向けた技術革新
- ・電力排出係数の増減

脱炭素の取組が進む本市の特定排出者

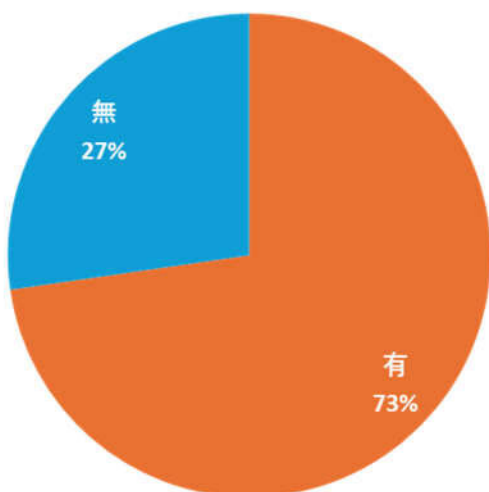
特定排出者とは、事業活動におけるエネルギー起源 CO₂については、エネルギー使用量が原油換算で1,500kl 以上、それ以外の温室効果ガスについては、3,000 t-CO₂以上の事業者が対象となります。

特定排出者は毎年度、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。また、国では報告された情報を集計し公表することで、事業者は自らの状況を対比し対策の見直しにつなげるとともに、国民の排出抑制に向けた気運の醸成、理解の増進を目的としています。

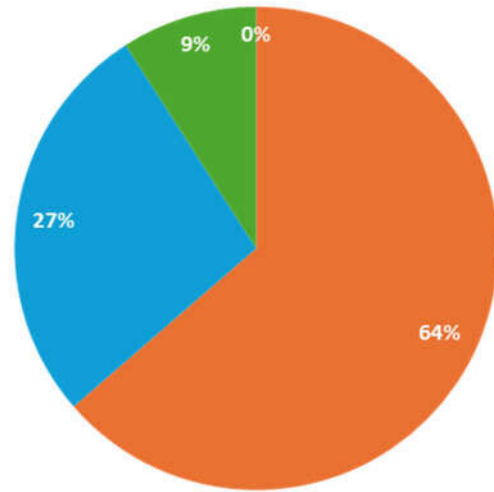
市内の民間事業者のうち特定排出者に該当する事業所は29事業所（2023年（令和5年）現在）あり、市域の温室効果ガス排出量の約17%（2023年度（令和5年度））相当となります。

これらの事業者は、脱炭素の実現に向けて様々な取組を率先的に実施しており、その取組内容を市内の他事業者に展開していくことで、市内全体の事業者の脱炭素への気運醸成につながります。

市内特定排出者の温室効果ガス
排出量削減に関する目標設定



市内特定排出者の太陽光発電
システムの導入状況



■ 導入済み ■ 導入検討中（予定含む）
■ 導入予定はないが関心はある ■ 導入予定はなく関心もない

資料：市内特定排出者アンケート（藤沢市）

(2) 市民・事業者の意識調査結果の概要

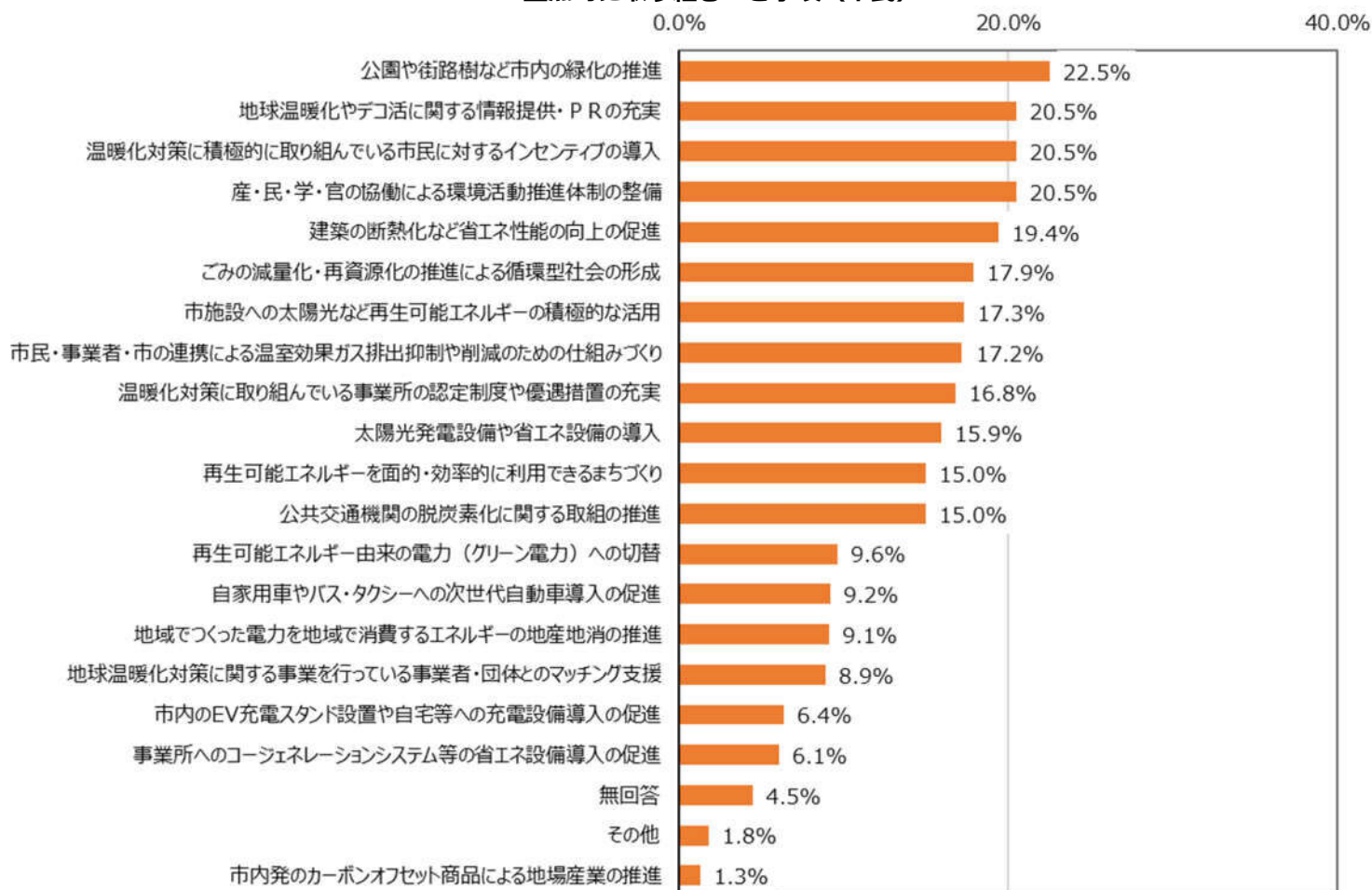
本プランの基礎調査として、市内在住の満 18 歳以上の 3,000 名（住民基本台帳から地区別及び年代別の人口比率に応じ、無作為抽出）及び市内の事業所 500 箇所（産業大分類事業所数の比率に応じ無作為抽出）を選出し、調査を実施しました。市民 984 名、事業者 157 箇所から回答をいただき、有効回答率は市民 32.6%、事業者 31.2%となっています。

以下では、重点施策の選定において特に重視した設問として、『市が今後、重点的に取り組むべき事項』に対する回答結果をまとめています。

重点的に取り組むべき事項

市が今後、重点的に取り組むべき事項について、市民の回答結果は「公園や街路樹など市内の緑化の推進（22.5%）」の回答が最も高く、次いで、「地球温暖化やデコ活に関する情報提供・PRの充実（20.5%）」「温暖化対策に積極的に取り組んでいる市民に対するインセンティブの導入（20.5%）」「産・民・学・官の協働による環境活動推進体制の整備（20.5%）」と続いており、いずれも 2 割を超え、緑化を通じたよりよい住環境の形成や、情報提供・推進体制の整備のように温暖化対策を推進するための基盤構築関連の取組が期待されていることが分かりました。

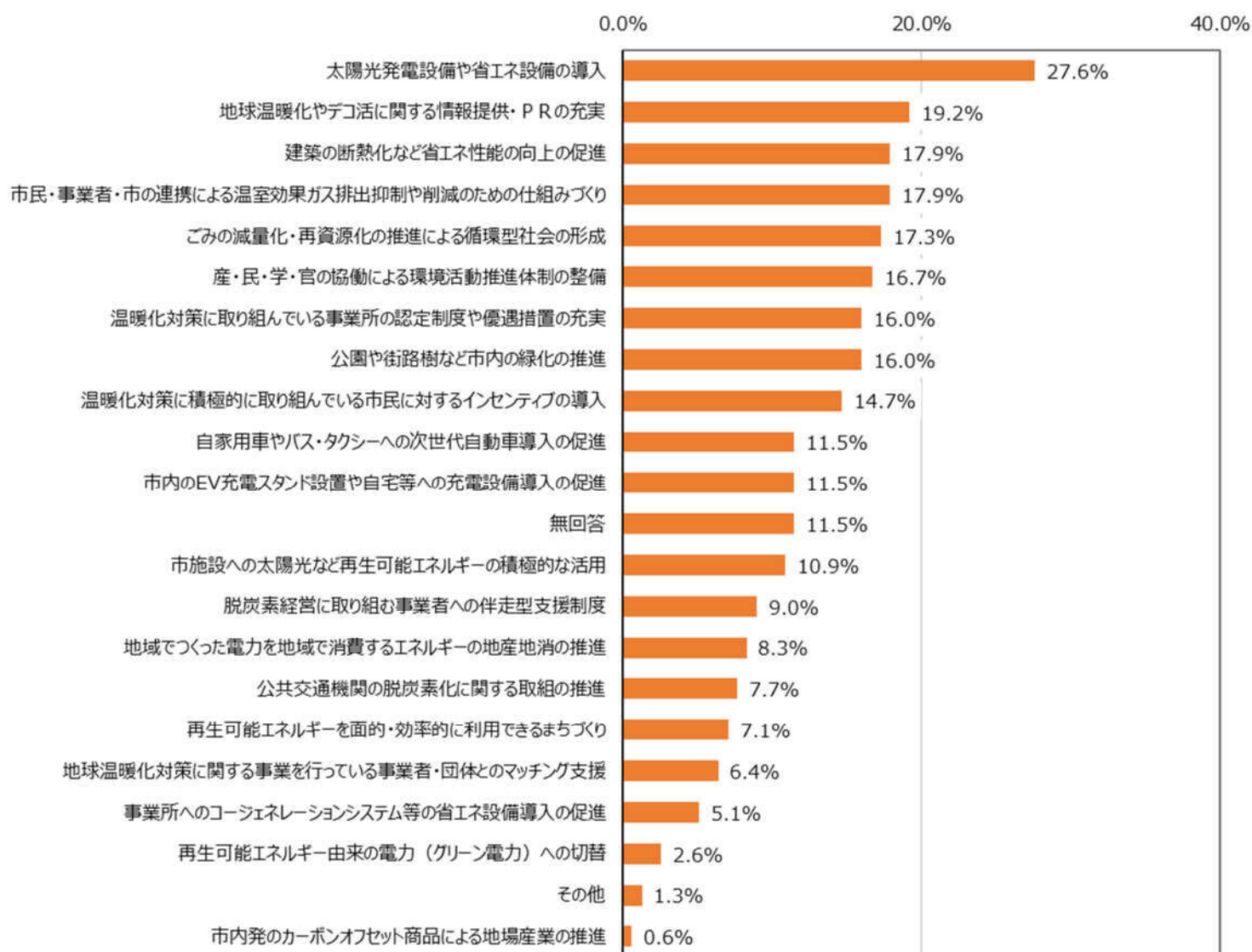
■ 重点的に取り組むべき事項（市民）



※重点的に取り組むべき事項について 3 つまで回答（n=979）

市が今後、重点的に取り組むべき事項について、市内事業者の回答結果は「太陽光発電設備や省エネ設備の導入（27.6%）」の回答が最も高く、次いで、「地球温暖化やデコ活に関する情報提供・PRの充実（19.2%）」「建築の断熱化など省エネ性能の向上の促進（17.9%）」「市民・事業者・市の連携による温室効果ガス排出抑制や削減のための仕組みづくり（17.9%）」と続いており、ハード（建物や設備）・ソフト（情報提供や連携体制構築）の両面での取組が期待されていることが分かりました。

■ 重点的に取り組むべき事項（事業者）



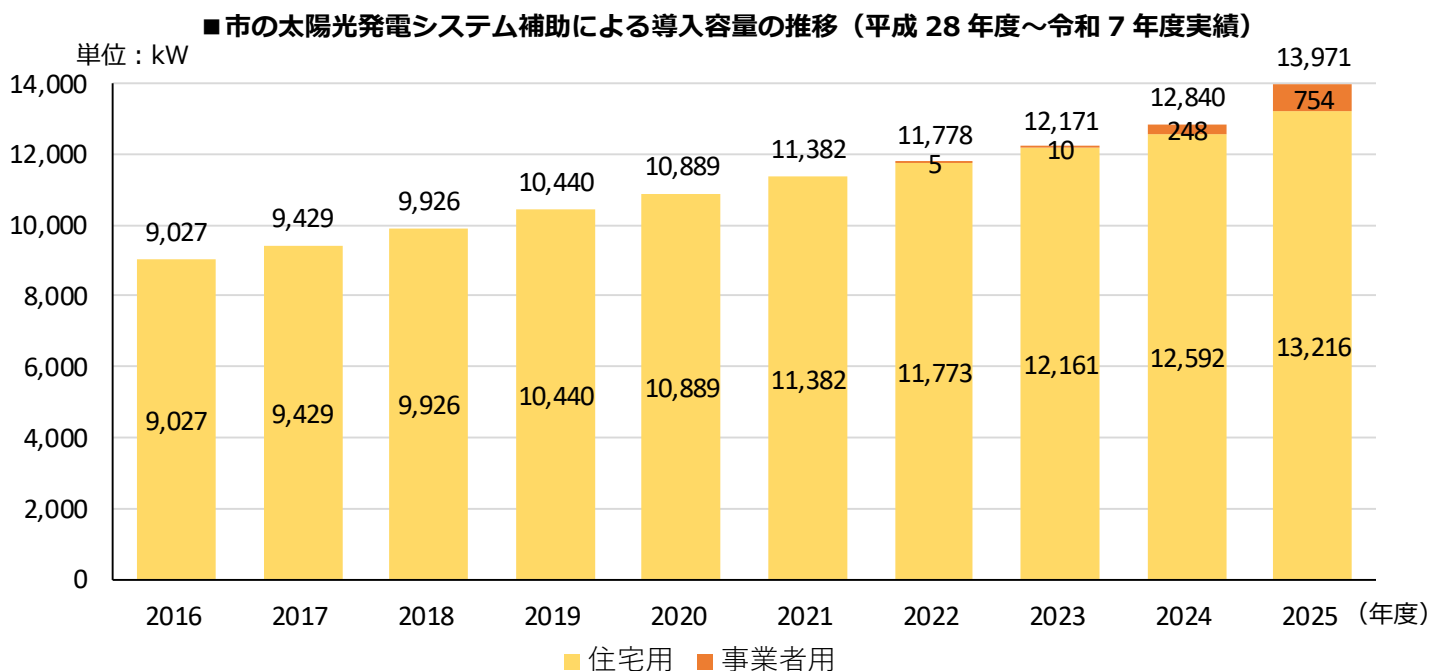
※重点的に取り組むべき事項について3つまで回答（n=156）

(3) 藤沢市の地球温暖化対策の取組

本市では、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策の取組を実施しています。

<現行計画（2022 年度（令和 4 年度））以降に新規実施した主な地球温暖化対策の取組>

- 事業者用太陽光発電システムの補助を創設（2022 年度（令和 4 年度））
- 国の交付金である重点対策加速化事業に採択されたことに伴い、脱炭素ライフスタイルの最適化モデルの展開に向けた HEMS の補助等、交付金を活用して補助内容を拡充（2024 年度（令和 6 年度）～2028 年度（令和 10 年度））
- 市民及び事業者の「脱炭素の自分事化」につなげることを目的とし、昨年の使用量と比較して節電に成功した参加者に景品の贈呈や表彰等を行う「ふじさわ省エネチャレンジ」を実施
- 神奈川県と連携した「暑さ表示板」の設置による熱中症予防の啓発や「ひと涼み処」事業など健康被害対策を推進
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止していたふじさわ環境フェアを 2022 年度（令和 4 年度）から再開し、子どもや家庭における脱炭素型ライフスタイルの転換を促進
- 脱炭素の取組が進む本市の特定排出者へのアンケート実施
- 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の指定（2025 年度（令和 7 年度））



※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わない年度があります。

※事業者用太陽光発電システム補助は 2022 年度から新設しました。

（４）地球温暖化対策の推進に向けての重点課題

- 本市の温室効果ガス排出量のうち産業部門が全体の 31.7%、業務その他部門が全体の 28.3%と事業所からの排出量が多くを占めており、目標年度に対する各部門の削減状況が芳しくない状況です。意識調査結果によると節電や省エネ対策に取り組めていない理由で最も割合が高かったのは、「業務活動上困難である（39.2%）」となり、続いて「取組を行っても効果がわからない、あるいは実感がわからない（11%）」の回答については前回調査よりも 4 %高くなっています。また、設備導入等の障壁については「初期費用がかかる（34.8%）」の割合が最も多く、これらの結果から、事業者に対しては、経済活動と両立しながら、地球温暖化対策として、設備機器や事業所建物の省エネ化、再生可能エネルギーの有効活用、石炭燃料や石油系燃料から天然ガスや電力への燃料転換、製造（生産）工程の脱炭素化等の取組を、省エネ診断や CO₂排出量の見える化、ESCO、PPA 等の初期費用を抑えたスキームの紹介、各種補助制度等と合わせ、経済・社会的メリットといった効果を含めながら積極的に促進していくことが必要です。
- 家庭部門の目標年度に対する削減状況も芳しくない状況であり、アンケート調査結果では節電や省エネ対策に取り組めていない理由で最も割合が高かったのは、「生活習慣だから変えにくい（27.7%）」となり、続いて「取組を行っても効果がわからない、あるいは実感がわからない（15.9%）」、「手間がかかる（15.6%）」が高い回答割合となっています。また、設備導入等の障壁については「初期費用がかかる（46.7%）」の割合が最も高く、目標達成のためには、家庭の省エネルギー型の家電や空調・給湯設備の導入など脱炭素型ライフスタイルへ転換を進めていくとともに、断熱・遮熱に配慮した省エネ住宅の普及拡大、太陽光発電システムや蓄電池の導入等の取組を PPA 等の初期費用を抑えたスキームの紹介、各種補助制度、取組にあたってのポイント（取組のしやすさ等）等と合わせ、経済・社会的メリットといった効果を含めながら積極的に促進していくことが必要です。
- 一方で、本市の温室効果ガス排出量の算定方法は、全国及び神奈川県統計データに産業部門の製造品出荷額や家庭部門の世帯数などの活動量を乗じて算定しており、本市では活動量が増加傾向にあることから本市の独自の取組が反映しづらい課題があるため、削減率とは別に本市の市民・事業者の取組が見える化できるような指標が必要です。

藤沢市役所の取組

藤沢市役所では、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき、市内の一事業者として下記のよう
な率先取組をはじめとした市役所の事務事業における脱炭素化を推進しています。こうした脱炭
素化推進の取組を「ふじさわエコ日和」等の活用を通じて、市民や事業者へ普及啓発していくこと
により、地球温暖化対策の地域への波及を目指していきます。

○藤沢市役所における主な地球温暖化対策の率先取組

- ・ 公共施設への PPA スキームを活用した太陽光発電システムの導入
- ・ カーボン・オフセット都市ガスの供給開始
- ・ 市内の道路及び公園への ESCO 事業を活用した LED 照明の導入
- ・ 公共施設を対象とした ESCO 事業の導入
- ・ 北部環境事務所の焼却過程の熱を利用した電力を市内公共施設へ供給拡大
- ・ 藤沢市民病院にグリーン電力を導入
- ・ 下水道施設に再生可能エネルギー由来の電力を導入

公共施設への PPA スキームを活用した太陽光発電システムの導入



第一中学校屋上



市役所朝日町駐車場（ソーラーカーポート）

第2章 重点施策

2-1 重点施策の考え方

第1章で整理した社会動向や本市の重点課題を基に、早期に着手することが求められる事業を展開することにより、藤沢市地球温暖化対策実行計画に定める温室効果ガス削減目標の達成を目指します。

重点施策の選定における視点

- ・ 藤沢市地球温暖化対策実行計画で定める温室効果ガス排出量の2030年度（令和12年度）削減目標の達成に向けて、計画後半に特に取り組む施策（短期で削減効果が期待される施策）
- ・ 2050年（令和32年）における脱炭素社会の実現に向けた気運醸成、基盤構築となる施策
- ・ 環境のみならず、地域課題の解決や社会動向も踏まえた施策
- ・ 本市の取組状況の可視化を目的とした施策

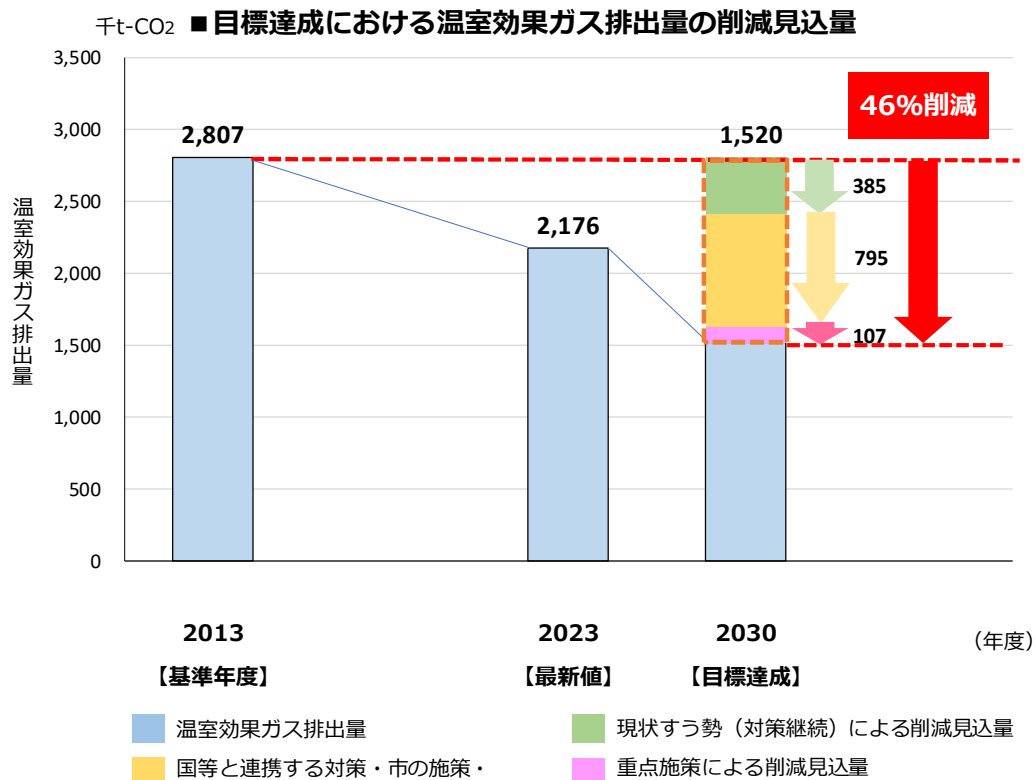
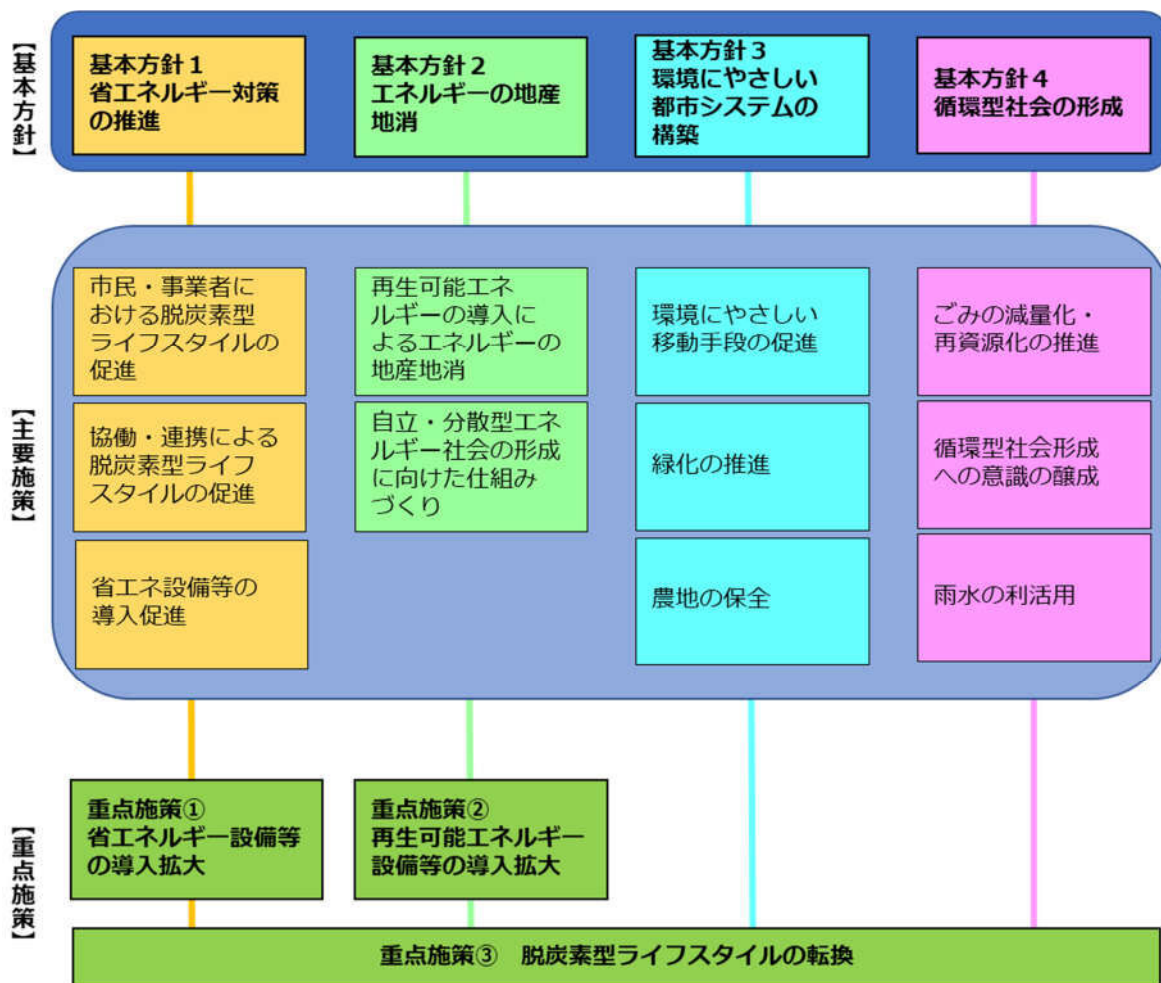
特に、目標年度に対する進捗状況から産業部門・業務その他部門・家庭部門を中心に、上記の視点を踏まえ、事業展開の可能性を整理しました。

また、市民・事業者の意識調査結果や市民主体の藤沢市地球温暖化対策地域協議会及び事業者主体の藤沢市地球温暖化対策研究会への意見聴取を踏まえ、藤沢市環境審議会で継続的な審議を諮り、本市の脱炭素社会の実現をより強力に推進するため、市民・事業者・行政が重点的に取り組むべき具体的な3つの施策を重点施策として設定しました。

重点施策

- ① **省エネルギー設備等の導入拡大**
～エネルギーを減らす～
- ② **再生可能エネルギー設備等の導入拡大**
～エネルギーを創る・切り替える～
- ③ **脱炭素型ライフスタイルの転換**
～温暖化対策を知る・繋げる～

■基本方針と重点施策の関係



※重点施策による削減見込量の詳細については参考資料「4 各対策の削減目標量」を参照

2-2 重点施策 1

省エネルギー設備等の導入拡大～エネルギーを減らす～

(1) 施策概要

脱炭素社会の実現に向けて、まずは徹底した省エネルギー対策によってエネルギー消費量を減らし、化石燃料起源の温室効果ガス排出を直接抑制することが重要です。

本施策では、省エネルギー設備の導入や断熱性能の高い ZEH・ZEB 化等による削減効果を広く市民や事業者にも周知しつつ、家庭や事業所、公共施設等における省エネルギー設備・機器の導入、既存住宅の省エネルギー性能の底上げ及び新築住宅やビルの ZEH 化・ZEB 化の誘導を推進します。

エネルギー効率に優れた設備の導入や断熱性能の高い建築物への改修等は脱炭素という側面だけでなく、月々の光熱費を安く抑えることで家庭においては消費意欲の喚起や貯蓄、事業者においては削減分の自社サービスや事業投資等への転換等のメリットがあります。また、断熱性能の高い住宅・建築物はヒートショック防止などの健康面や快適性及び生産性の向上等、日常生活や事業活動においてもメリットがあります。

(2) 主な取組内容

- ＜主な取組＞ 新規取組：(新) 拡充取組：(拡) 取組主体：市民●、事業者★、行政◆
- (新) 省エネルギー診断の受診促進（取組主体●★◆）
 - (拡) 省エネルギー設備・機器の導入促進（取組主体●★◆）
 - (拡) 断熱改修、ZEH・ZEB の導入促進（取組主体●★◆）
 - (拡) 国や県等における補助制度や ESCO 事業等についての情報提供（取組主体●★◆）
 - (新) CO₂排出量の見える化の支援（取組主体★◆）

(3) 目標年度までのロードマップ

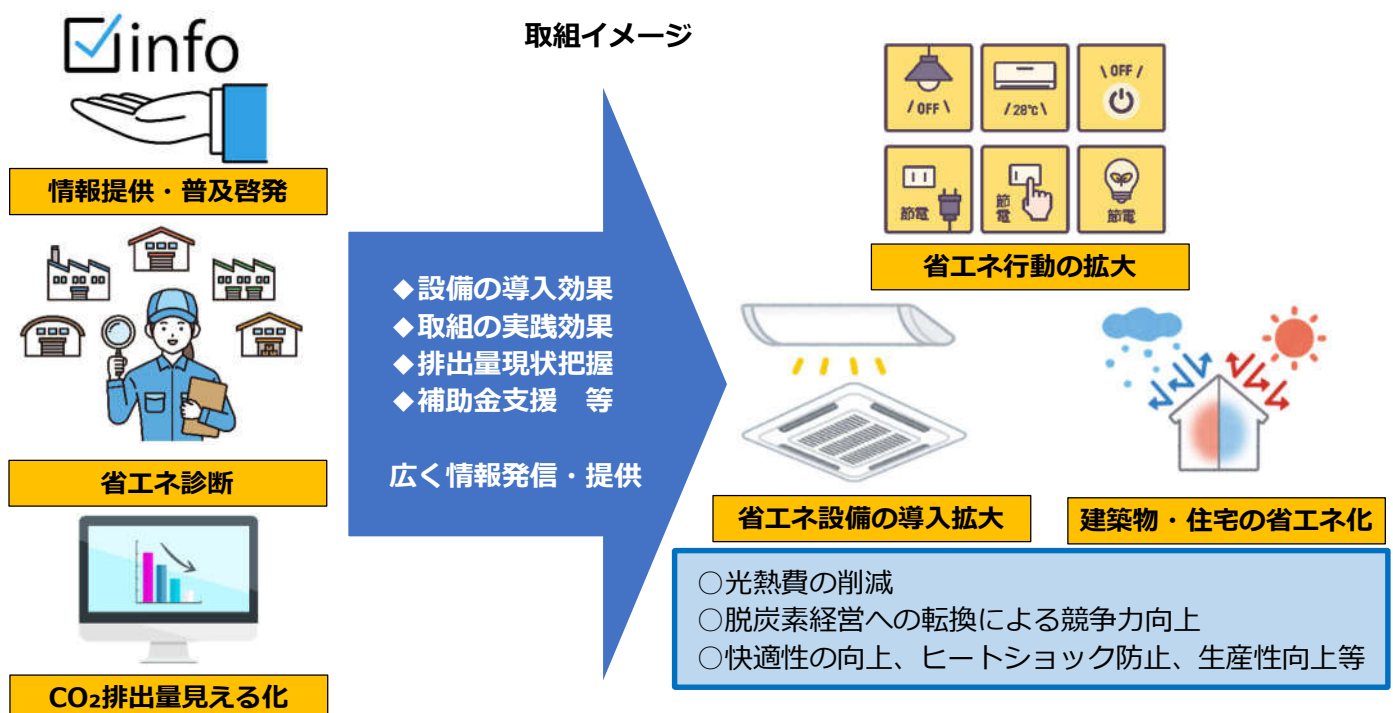
各年度のアクション	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
家庭における省エネルギー設備・機器の導入促進	省エネ診断等を通じた省エネ行動の啓発・普及			
	省エネ設備・機器の普及・支援			
	国・県による補助・支援制度の情報提供			
事業所における省エネルギー設備・機器の導入促進	省エネ設備の啓発・普及			
	省エネ診断・CO ₂ 排出量の見える化の支援・取組事例情報提供			
	重点対策加速化事業を活用した 省エネ設備・機器の啓発・普及、補助支援		補助事業の見直し	
	国・県による補助・支援制度、ESCO 事業についての情報提供			
建築物の省エネルギー対策の促進	断熱改修・ZEH・ZEB の啓発・普及、断熱改修支援			
	国・県による補助・支援制度の情報提供			

(4) 期待される効果

分野	主な効果
環境	○省エネルギー診断・EMS（エネルギーマネジメントシステム）等による徹底的なエネルギー管理：CO ₂ 削減量 4.06 千 t-CO ₂ ○高効率給湯器の導入：CO ₂ 削減量 8.63 千 t-CO ₂ ○建築物及び住宅の省エネルギー化：CO ₂ 削減量 20.30 千 t-CO ₂ ※本プラン対象期間内（4 年間）での取組の結果による 2030 年度（令和 12 年度）時点における削減見込みを記載しています。
経済	○月々の光熱費の削減による消費意欲の喚起や貯蓄（家庭）、削減分の自社サービスや事業投資等への転換及び利益確保（事業者） ○脱炭素経営への転換による競争力（サプライチェーン対応、知名度・認知度、人材確保等）の向上、資金確保時の優遇
社会	○断熱性能の向上に伴う快適性の向上、住宅におけるヒートショックの防止、事業所における生産性の向上

(5) 2030 年度（令和 12 年度）までの成果指標

指標	2025 年度	2030 年度
省エネ設備導入補助による導入件数（累計）	16 件	100 件
長期優良住宅等認定件数（累計）	2,062 件	4,100 件
省エネルギー設備の導入率 ※市民・事業者アンケートによる導入率	市民 28.6%※高効率給湯器 事業者 1.9%※高効率空調	市民 40.2% 事業者 10.9%



2-3 重点施策 2

再生可能エネルギー設備等の導入拡大～エネルギーを創る・切り替える～

(1) 施策概要

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる重要な低炭素の国産エネルギー源とされており、本市においても積極的な導入を図っていくことが重要です。

本施策では、本市の再生可能エネルギーポテンシャルのほとんどを占める太陽光発電を中心に、藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画等に基づき自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、再生可能エネルギー設備等の導入拡大を推進するとともに、市内で創られた電力・熱の余剰分を地域内で利用できる仕組みについて検討し、再生可能エネルギーの普及拡大・有効活用を推進します。

また、再生可能エネルギーは自立・分散型エネルギーとして災害などの停電時の電源として防災・減災にも寄与するため、適応策の側面からも推進します。

(2) 主な取組内容

- ＜主な取組＞ 新規取組：(新) 拡充取組：(拡) 取組主体：市民●、事業者★、行政◆
- (新) ペロブスカイト太陽電池などの先進事例の調査・研究（取組主体◆）
 - (拡) PPA 事業等の活用も含む再生可能エネルギー設備等導入促進（取組主体●★◆）
 - (新) 再生可能エネルギー由来電力への切替促進（取組主体●★◆）
 - (拡) 公共施設への再生可能エネルギー設備導入（取組主体◆）
 - (拡) ごみ処理施設の余熱利用による再エネ電力の公共施設への導入（取組主体◆）など

(3) 目標年度までのロードマップ

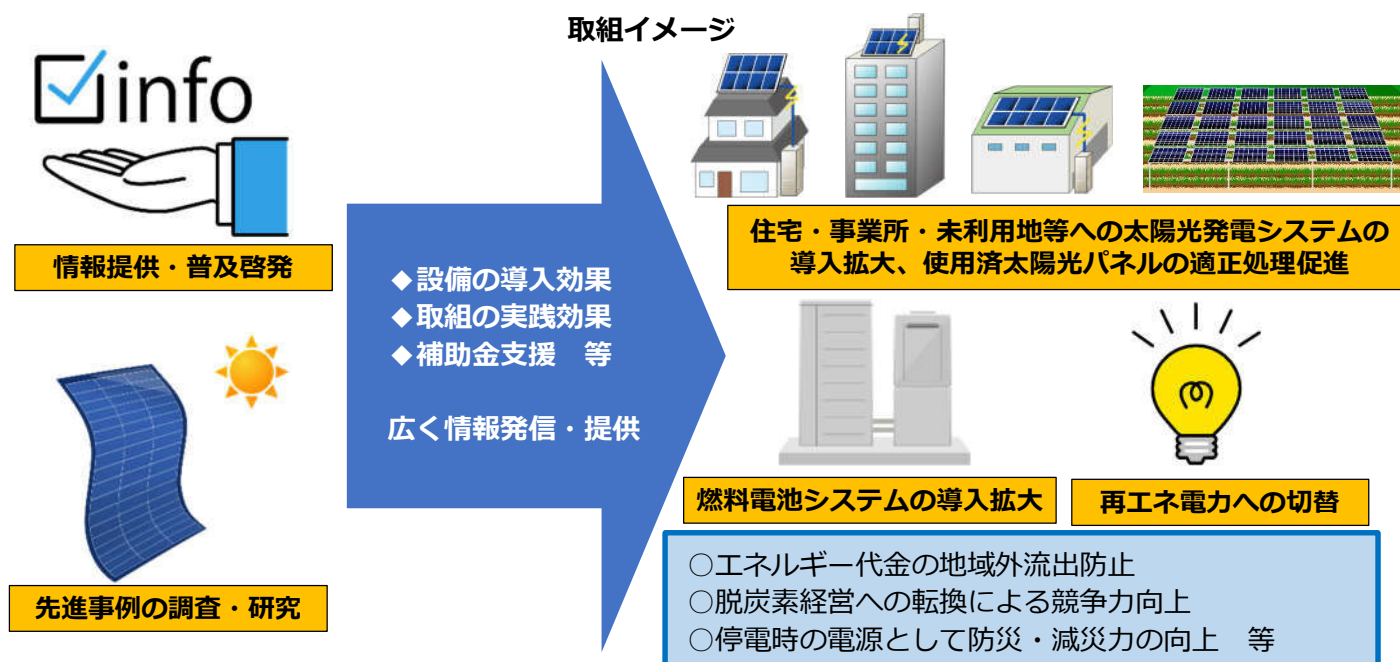
各年度のアクション	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
再生可能エネルギー設備 等導入促進	国・県による補助・支援制度についての情報提供			
	重点対策加速化事業を活用した 再エネ設備・機器の啓発・普及、補助支援		補助メニューの刷新	
	先進事例の調査・研究			
再生可能エネルギー由来 電力への切替促進	再エネ電力切替の啓発・普及			
	国・県による支援制度についての情報提供			
行政の一事業者としての 率先した取組実行	藤沢市環境保全職員率先実行計画に基づく取組推進			
	公共施設の再エネ電力切替			
	公共施設への再生可能エネルギー設備導入			計画見直し

(4) 期待される効果

分野	主な効果
環境	○太陽光発電システムの導入：CO₂削減量 19.73 千 t-CO₂ ○燃料電池の導入：CO₂削減量 8.51 千 t-CO₂ ○再生可能エネルギー由来電力への契約：CO₂削減量 38.53 千 t-CO₂ ※本プラン対象期間内（4 年間）での取組の結果による 2030 年度（令和 12 年度）時点における削減見込みを記載しています。
経済	○エネルギー代金の地域外流出防止、地域経済の循環 ○電気料金の変動リスク回避 ○脱炭素経営への転換による競争力（サプライチェーン対応、知名度・認知度、人材確保等）の向上、資金確保時の優遇
社会	○災害などの停電時の電源として防災・減災力の向上 ○学校施設をはじめとする公共施設への再生可能エネルギー設備導入による環境教育への活用

(5) 2030 年度（令和 12 年度）までの成果指標

指標	2025 年度	2030 年度
太陽光発電システム補助による導入容量（累計）	13,971kW	16,208kW ※市補助金による導入容量
再生可能エネルギー由来の電力利用状況の把握	—	把握スキームの確立
事業者の再生可能エネルギー由来の電力への切替率	2.6%	12.2%



2-4 重点施策 3

脱炭素型ライフスタイルの転換～温暖化対策を知る・繋げる～

(1) 施策概要

脱炭素社会の実現のためには、省エネ・脱炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に寄与しつつ、より豊かに、より快適で健康的な生活・事業活動につながるよう脱炭素型のライフスタイル（※本プランでは現行計画同様、事業活動における脱炭素への行動変容も含む）へと転換していく必要があります。

本施策は、本市の2050年における脱炭素社会実現に向けて基盤構築及び気運醸成のため、市民、事業者、行政が一体となり、国が推進する「デコ活」を活用しながら、脱炭素型ライフスタイルの転換を推進します。そこで、脱炭素型ライフスタイルの普及に向けて、市民、事業者、行政の協働による脱炭素型ライフスタイルに関するイベント、PR等を通年にわたって展開します。

また、脱炭素社会実現への推進力として、本市の強みである郷土への愛着と誇り（シビックプライド）を最大限に活かし、市民団体、商工会議所、金融機関、近隣大学、近隣自治体等あらゆる主体との連携・協働により、地域脱炭素にかかる基盤をより一層強化していきます。

(2) 主な取組内容

＜主な取組＞ 新規取組：(新) 拡充取組：(拡) 取組主体：市民●、事業者★、行政◆

(新) HEMSのデータ分析による世帯構造ごとの藤沢モデルの構築、モデル構築を踏まえた各種脱炭素サービス立案や普及啓発等への活用（取組主体●★◆）

(拡) 連携・協働での脱炭素型ライフスタイルの普及啓発（取組主体●★◆）

(拡) 産官学金の連携による事業活動における脱炭素型ライフスタイルの展開（取組主体★◆）

(拡) 温室効果ガスの削減に配慮した商品・技術の開発や新たなビジネスの支援（取組主体★◆）

(3) 目標年度までのロードマップ

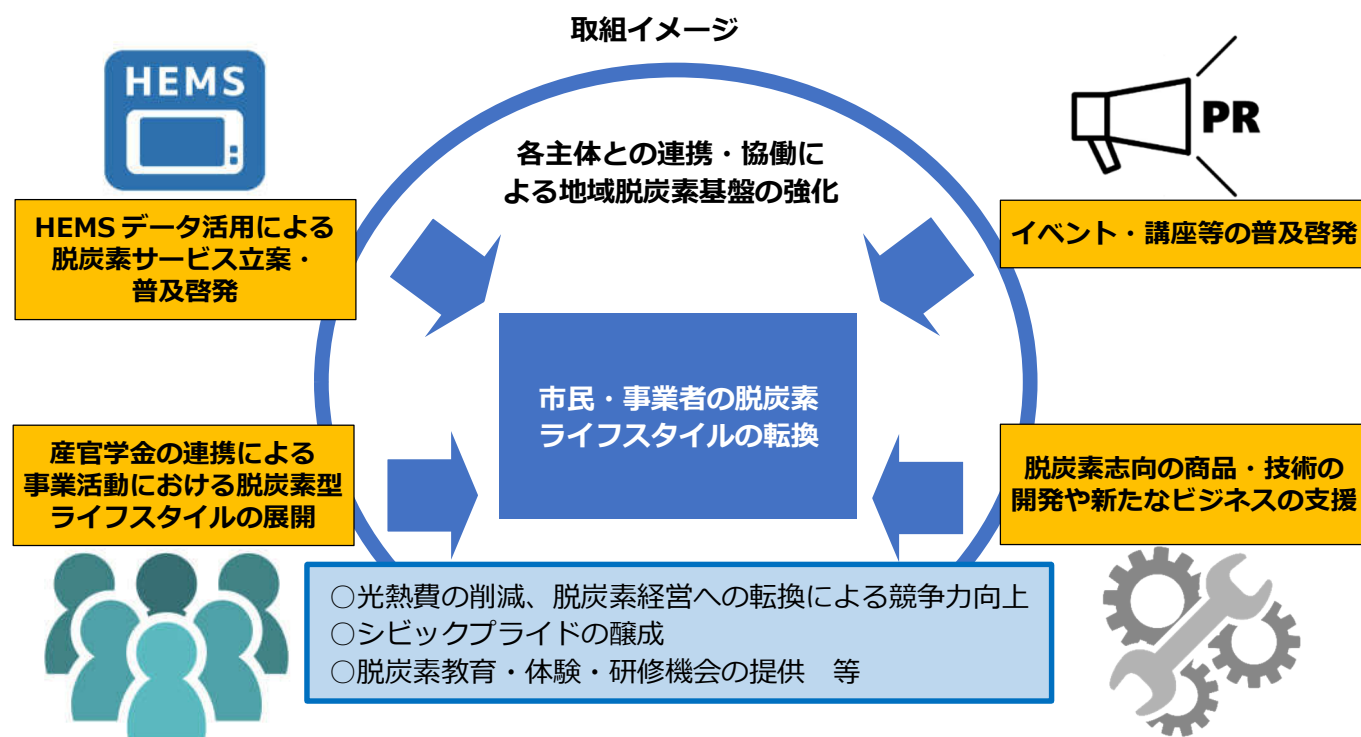
各年度のアクション	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
脱炭素型ライフスタイルの普及啓発	普及啓発、イベント・講座の企画・立案			
	世帯構造ごとのモデルケースの構築		モデル構築を踏まえた各種脱炭素サービス立案や普及啓発等への活用	
	情報発信ツール見直し	PR コンテンツの充実		
産官学金の連携による事業活動における脱炭素型ライフスタイルの展開	先進企業の優良事例の情報提供			
	脱炭素支援の基盤構築		脱炭素支援の協働	
	教育・研究機関との連携協働			
	脱炭素経営の伴走型支援制度の実施			

(4) 期待される効果

分野	主な効果
環境	○脱炭素型ライフスタイルの転換を通じた市民・事業者・行政の行動変容、設備導入等による地域脱炭素の推進
経済	○月々の光熱費の削減による消費意欲の喚起や貯蓄（家庭）、削減分の自社サービスや事業投資等への転換及び利益確保（事業者） ○脱炭素経営への転換による競争力（サプライチェーン対応、知名度・認知度、人材確保等）の向上、資金確保時の優遇、脱炭素分野を契機とする新規事業機会の拡大・地域経済の活性化
社会	○脱炭素社会への実現を契機とした連携・協働の強化による地域力の向上 ○地域全体で取り組むことによるシビックプライドの醸成 ○市民・事業者の取組を通じた脱炭素教育・体験・研修機会の提供

(5) 2030 年度（令和 12 年度）までの成果指標

指標	2025 年度	2030 年度
エコライフアドバイザー等利用人数 （累計）	301 人	810 人
藤沢モデルの構築を踏まえた各種脱炭素サービス立案・普及啓発等への活用	—	モデルの活用



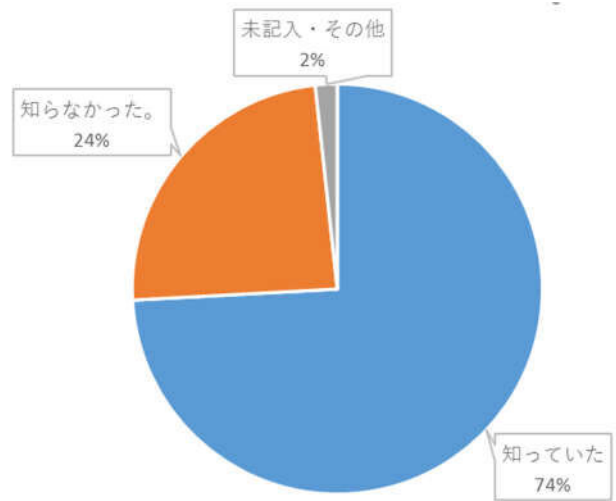
子ども対象のアンケート結果

藤沢市地球温暖化対策実行計画に定める温室効果ガス排出量削減目標の達成、更には 2050 年脱炭素社会の実現に技術革新が一層進むことが必要となります。

本市では、自然科学に興味がある小学校 4 年生から中学校 3 年生までを団員とする『藤沢市科学少年団』と、地球温暖化や最新技術としてペロブスカイト太陽電池について学び、未来を担う子どもたちに地球温暖化に対して自分ができることや薄くて軽い次世代太陽電池をどこに設置したいか等を考えてもらいました。



カーボンニュートラルの認知度



資料：藤沢市

地球温暖化対策に関する大学生との意見交換会

藤沢市地球温暖化対策地域協議会では、本市の脱炭素社会の実現に向けて近隣大学生との意見交換会を毎年開催しています。意見交換会では、若年層の意見を取り込み、若い世代との意識の共有を図りながら今後の普及啓発の在り方を検討しています。



資料：藤沢市地球温暖化対策地域協議会

脱炭素ふじさわ市民会議の開催

脱炭素ふじさわ市民会議では、市民の脱炭素に関する自分事化を促し、足元での脱炭素行動の具体化・加速化のきっかけとなるよう、市民が特に主体的に取り組んでいかなければならない「住まい」の分野に焦点を当てて意見交換が行われました。

令和7年度に行われた会議では、「脱炭素住宅都市ふじさわ」の実現に向け、市民自ら主体となった取組、地域主体（地域組織、NPO、事業者等）による取組、またそれらの取組を後押しする行政施策などについて意見交換を行い、以下のような提案が出されました。

アクション		項目	
1	住まいの断熱対策を推進する	1	断熱リフォーム・断熱建築を行う、又は検討する
		2	断熱に関する学習・情報収集・情報発信・経験交流
		3	断熱対策の更なる前進に向けて
2	自宅に太陽光パネルを設置する	4	効果・問題点等の検討・納得の上での太陽光パネルの設置
		5	太陽光発電に関する基礎的な知識・情報を把握し理解する
3	電力の再エネ契約への切り替え	6	再エネ電力に契約切り替えを実践する
		7	再エネ電力に関する情報を収集し理解を深める
		8	再エネ電力契約に向けた意識・意欲を高める
4	住まいにおけるエコライフ	9	住まいにおけるエコライフの実践
		10	住まいにおけるエコライフの考え方の市民への定着
		11	その他のエコライフの工夫
5	省エネ家電への切り替え	12	省エネ家電への切り替えを促進する
6	高効率給湯器の導入	13	高効率給湯器の導入拡大
7	分野横断的な取組み	14	住まいの脱炭素化に関わる情報・知識が行きわたる
		15	住まいにおける脱炭素の取組み・エコライフに関する教育・学びの推進

資料：脱炭素ふじさわ市民会議からの市民提案（脱炭素ふじさわ市民会議）

2-5 ピックアップ施策

(1) ピックアップ施策の考え方

2050 年脱炭素社会の実現のためには、温室効果ガスの排出量を削減することに加えて、温室効果ガスの吸収量を確保することも必要であり、温室効果ガスの「吸収源」となる緑化と緑地保全は重要な視点となります。

また、市民アンケートでは、10 代～40 代の支持を集めた「公園や街路樹など市内の緑化の推進」が最も高い結果となり、自由意見の記載においても「自然と共生できる持続可能な街づくりを目指してほしい」や「次世代のためにきれいな自然を残してほしい」など、緑化を重要視する意見を多くいただいたことから、「緑化と緑地保全＝吸収源」は、市民の関心の高い項目であると認識しています。

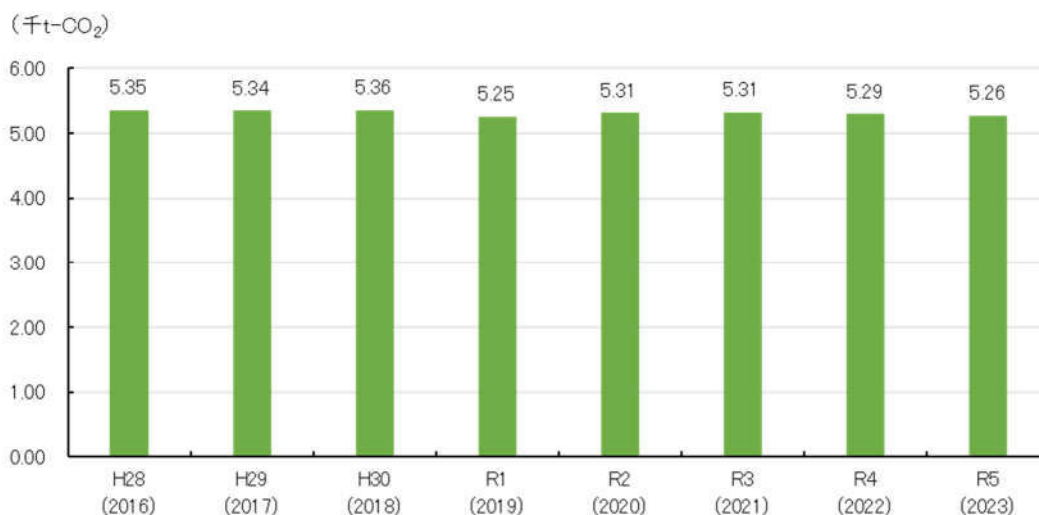
ただし、「緑化と緑地保全＝吸収源」については、今回のアクションプランの趣旨である計画後半期に向けて短期間で大きな削減効果を図る趣旨とは異なることから、重点施策に準ずる中長期的な施策として、ピックアップ施策に位置付けるものとします。

ピックアップ施策

気候変動対策に寄与するグリーンインフラの推進

市域における森林吸収量の推移

本市における森林吸収量は、2023 年度（令和 5 年度）現在、5.26 千 t-CO₂で、2016 年度（平成 28 年度）以降、微減傾向で推移しています。そのうち、森林施業による吸収量は約 17%、都市緑化による吸収量は約 83%を占めています。気候変動対策に寄与するグリーンインフラを推進していくことで、市域における吸収量を確保していきます。



※「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル【算定手法編】Ver.2.3（令和 8 年 3 月 環境省）」に基づき算定

(2) グリーンインフラとは

グリーンインフラとは社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組のことを指します。

本市ではグリーンインフラの考え方を取り入れ、都市における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「藤沢市緑の基本計画」を策定しています。

ピックアップ施策である「気候変動対策に寄与するグリーンインフラの推進」においても、「藤沢市緑の基本計画」のグリーンインフラの考え方と整合を図りながら推進します。



資料：藤沢市緑の基本計画

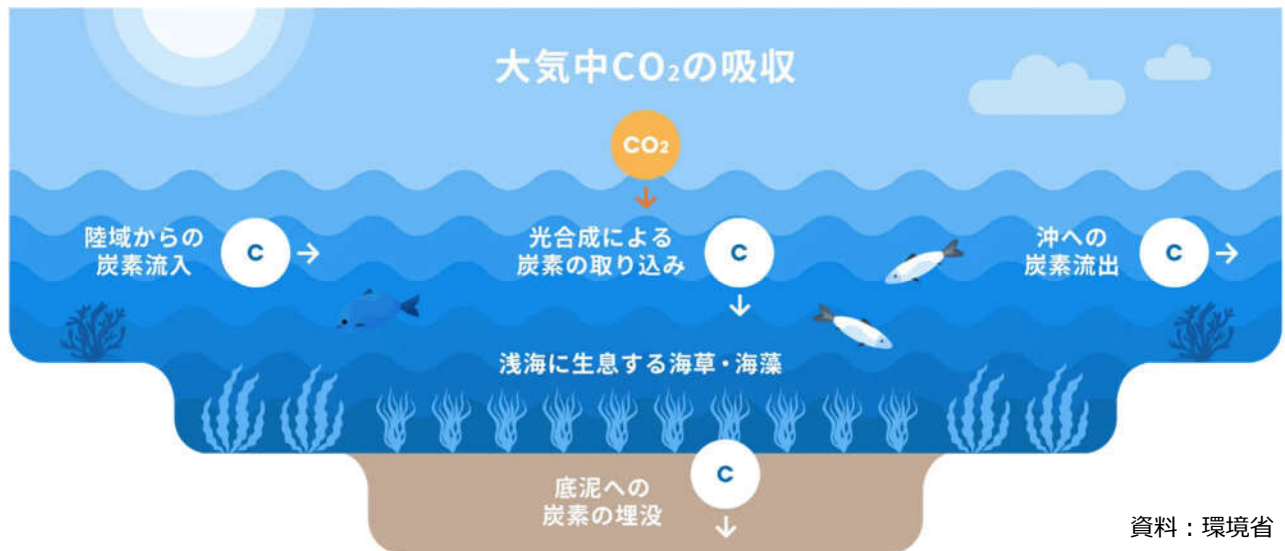
(3) 市で実施している主な取組

- 三大谷戸の永続的な保全をめざした特別緑地保全地区等の法令による保全施策の検討
- 30by30 に貢献する自然共生サイトの認定に向けた取組及び支援
- 市内に残された貴重な緑を保全するためのみどり基金の確保
- 吸収源対策を踏まえた市有山林再生（樹林地復元）の計画的な実施
- 本市条例に基づく公共施設や民間施設の良好な緑地の創出に向けた誘導
- 限られた空間を活かした植栽の複層化（地被類や低木、中木、高木の組み合わせ）や建物緑化などの効果的な緑化の促進
- 緑地保全や緑化推進に関する市民活動団体や企業等と連携した緑地等の維持管理
- 街路樹（低木、中木、高木）の維持・管理
- 「出生・結婚・パートナーシップ宣誓・新築」に際し、お祝いの記念樹配布を通じた緑化の推進
- 環境保全型農業の推進及び近隣自治体等との連携による農地の保全
- グリーンインフラ整備によって発生する木材の堆肥化や発電燃料等への活用

ブルーカーボン（海洋資源による二酸化炭素の固定）

ブルーカーボンは、海草や海藻等の海洋生態系により吸収・固定される炭素のことで、陸上の森林等に蓄積される炭素（グリーンカーボン）と同様に、二酸化炭素の吸収源として注目されています。ブルーカーボンは、光合成をして海水に溶け込んだ二酸化炭素を吸収、固定のほか、当該海洋生態系の死後も固定した炭素を海底や深海等に長期間貯留するといった特徴があり、地球温暖化対策に貢献できると考えられています。

国内では、藻場の創出や保全活動を通じて吸収された二酸化炭素量をクレジットとして、二酸化炭素削減を図る企業等との間で売買する制度（J ブルークレジット制度）が運用されています。



○市内のブルーカーボンの取組

江の島において、NPO 法人江の島・フィッシャーマンズ・プロジェクトと江の島片瀬漁業協同組合をはじめとする様々な協力団体・企業による藻場保全活動を通じて、本市初のJ ブルークレジットが認証（2025年（令和7年）12月19日付け認証量：9.6t-CO₂）されました。

ブルーカーボンの創出及び販売を通じた安定的な収益確保により、持続可能な保全活動、良好な漁場作りに繋がります。



資料：神奈川県

第3章 本プランの推進・進管理

3-1 推進体制

本プランは、本市の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」第5章で定めた「温室効果ガス排出量の削減に向けた取組」をより強力に推進するために、市民・事業者・行政が重点的に取り組むべき具体的な施策（重点施策）を定めたものです。

推進に当たっては、庁内各課の横断的連携と市民や市民活動団体、事業者等の各主体との協働と連携による推進が不可欠です。

そのため、藤沢市環境審議会をはじめ市民・市民活動団体・事業者・行政が協働と連携をし、本プランの所管課であるゼロカーボン推進課を中心として推進に努めます。

（１）藤沢市環境審議会

市民・事業者・学識経験者等で構成される「藤沢市環境審議会」において、本プラン及び環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項を諮り、施策を総合的かつ計画的に推進します。

（２）藤沢市地球温暖化対策地域協議会

市民・事業者・行政が協力して、地域から地球温暖化防止に向けた対策等を協議し、積極的に実践活動を推進するために設立した「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」の協力のもと、重点施策の推進を図ります。

（３）藤沢市地球温暖化対策研究会

企業・学識経験者・行政で構成する「藤沢市地球温暖化対策研究会」において、藤沢市域の自然環境や都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業と行政が抱える課題や考え方などを共有しながら脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の調査・研究などを進めます。

（４）藤沢市環境政策推進本部会議

重点施策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、行政の内部に「藤沢市環境政策推進本部会議」を設置し、取組を進めます。さらに、全庁で本プランを共有し、各課が管掌する事務事業においては、脱炭素に配慮した事務事業の実施を行います。

（５）市民・事業者

本プランの推進において、市民・事業者の脱炭素型ライフスタイルへの転換が不可欠であるため、地球温暖化対策について情報提供及び周知啓発を行うとともに、脱炭素の気運醸成を図り、共に2050年脱炭素社会の実現に向けた行動を実践していきます。

（６）ふじさわエコライフアドバイザー

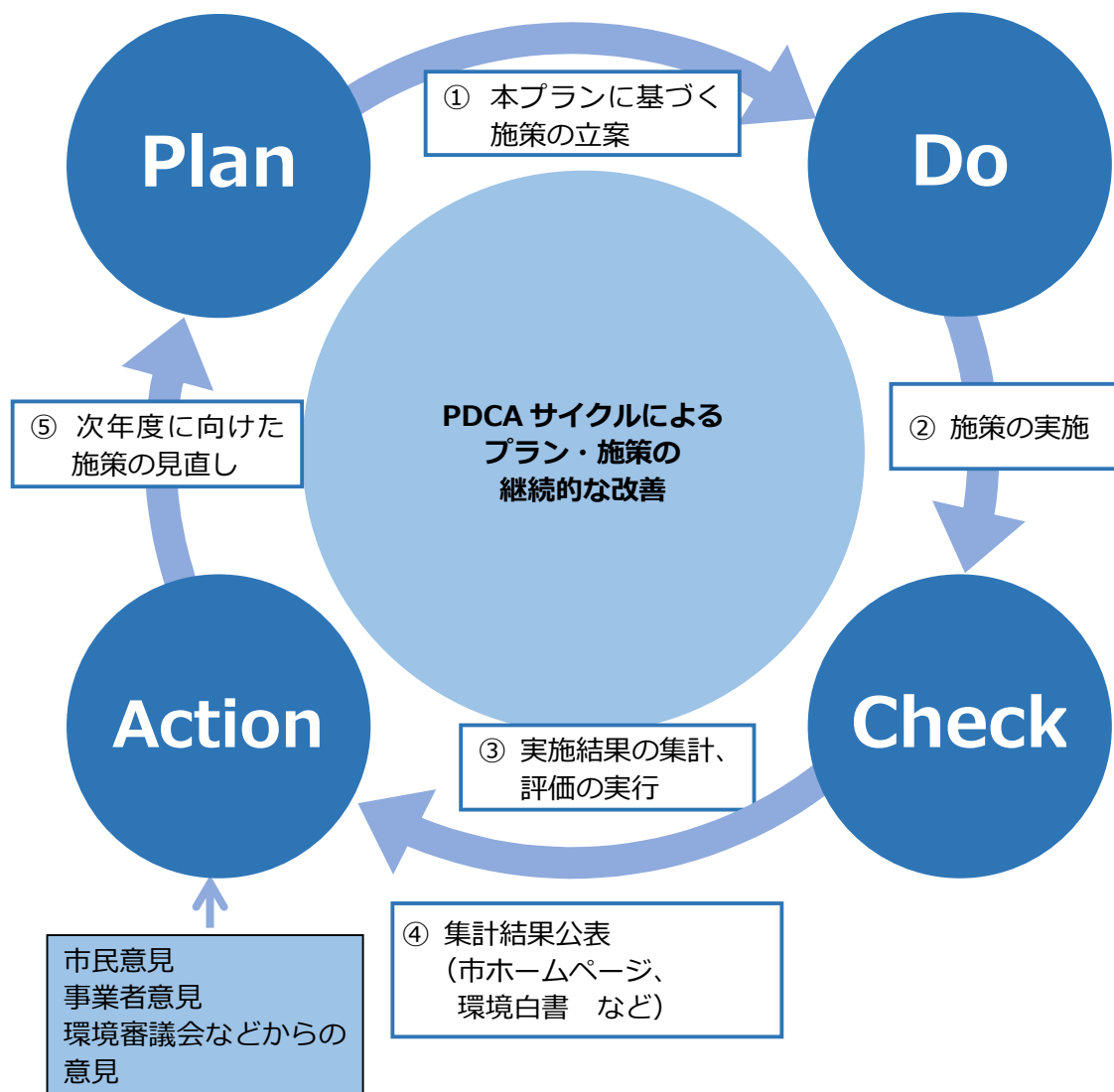
環境問題や地球温暖化対策への理解を促進することを目的として、環境学習や体験、その他環境教育に資する講座を、児童・生徒・学生や市民に派遣形式により提供していただく団体・事業者等であり、2050年脱炭素社会の実現に向けて取組の推進を図ります。

3-2 進行管理

本プランの進行管理については、藤沢市地球温暖化対策実行計画と同様に市民・事業者・行政の連携により計画（Plan）→実施（Do）→効果検証（Check）→見直し（Action）を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

なお、国内外において脱炭素化に向けた動きが急速に進んでおり、社会経済情勢や脱炭素をめぐる新たな科学的知見・技術開発なども大きく変化していくことが予想されます。そのため、国内外の動向、社会経済情勢の変化などに基づき、必要に応じて見直しを図っていくものとします。

■PDCA サイクルによるプランの進行管理



ふじさわ環境白書

本市では、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の進行状況を管理するために、本市における環境の現状を各年度の実績や状況に基づいて年次報告としてまとめた「ふじさわ環境白書」を公表しています。「ふじさわ環境白書」には、環境をめぐる動向や、これを踏まえた本市の現況と取組、計画の推進体制などがまとめられており、地球温暖化対策をはじめとする環境分野のこれまでの流れや現状を知り、本市の環境の未来を考えるための重要な資料です。



資料：藤沢市

参考資料

1 本プランの経緯・経過

日付	会議名等	審議内容等
2025 年（令和 7 年） 1 月 14 日	第 15 期 第 2 回藤沢市環境審議会	諮問
5 月 20 日	第 3 回藤沢市環境審議会	中間見直しの概要について アンケート調査の実施について
6 月 6 日～7 月 3 日	アンケート調査	市民アンケート調査（3,000 人） 事業者アンケート調査（500 事業所）
8 月 21 日	第 1 回藤沢市環境政策推進本部会議	アンケート調査結果について 中間見直しの概要について
8 月 26 日	第 4 回藤沢市環境審議会	アンケート調査結果について 重点施策選定方法について
9 月 8 日～9 月 19 日	藤沢市地球温暖化対策研究会	重点施策候補案について意見聴取
9 月 9 日～9 月 18 日	藤沢市地球温暖化対策地域協議会	重点施策候補案について意見聴取
9 月 17 日	藤沢市環境審議会 専門委員会	重点施策候補案について
10 月 14 日	第 5 回藤沢市環境審議会	専門委員会の実施結果について 重点施策(案)について
2026 年（令和 8 年） 1 月 28 日	第 6 回藤沢市環境審議会	初期草案について
5 月 21 日	第 1 回藤沢市環境政策推進本部会議	一次案について
5 月 28 日	第 7 回藤沢市環境審議会	一次案について
8 月 12 日	第 8 回藤沢市環境審議会	答申

2 藤沢市環境審議会 委員名簿

第 15 期藤沢市環境審議会委員

任期：2024 年（令和 6 年）11 月 1 日～2026 年（令和 8 年）10 月 31 日

◎会長 ○副会長

氏 名	区 分	選出団体・役職等
井原 綾子	学識経験者	弁護士
大石 憲子	事業者等	藤沢商工会議所 議員
加藤 一	事業者等	さがみ農業協同組合 藤沢地区運営副委員長
金田 たまみ	市民	公募
崎山 直夫	学識経験者	新江ノ島水族館 館長
笹子 良紀	学識経験者	藤沢市獣医師会
杉下 由輝 ○	市民	藤沢市みどりいっぱい市民の会 相談役
高橋 一彰 ◎	学識経験者	国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター 副センター長
田中 昭司	事業者等	一般社団法人藤沢市商店会連合会 副理事長
長坂 貞郎	学識経験者	日本大学生物資源科学部 教授
橋詰 博樹	学識経験者	元・多摩大学（グローバルスタディーズ学部）教授
眞岩 宏司	学識経験者	湘南工科大学工学部 教授
益永 由紀	市民	公募
松浦 治美	学識経験者	元・（公財）かながわ海岸美化財団 代表理事
宮城 宏之	事業者等	湘南地域連合 NTT 労働組合湘南分会 分会長
村野 忠邦	市民	公募
矢澤 清美	市民	公募
矢出 乃大	市民	公募
吉田 章子	市民	公募
和田 直樹	学識経験者	慶應義塾大学環境情報学部 准教授

3 藤沢市の地球温暖化対策の主な取組年表

※現行計画以降の主な取組を抜粋

年・月	藤沢市の地球温暖化対策の主な取組
2020 年度（令和 2 年度） 2 月	・『藤沢市気候非常事態宣言』表明 1 脱炭素社会の実現に向け、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。 2 気象災害から市民の安全な暮らしを守るため、風水害対策を強化します。 3 気候変動の危機的状況を市民、事業者、行政などあらゆる主体が広く情報共有し、協働して気候変動対策に取り組みます。
2021 年度（令和 3 年度） 3 月	・藤沢市地球温暖化対策実行計画 改定 藤沢市域全体を対象に 2030 年度で 46%削減（2013 年度比）目標 ・藤沢市環境保全職員率先実行計画 策定 藤沢市役所内の公共施設を対象に 2030 年度で 56%削減（2013 年度比）
2022 年度（令和 4 年度） 4 月 5 月 9 月 11 月 3 月	・環境総務課にゼロカーボン推進担当が新設 ・東京電力パワーグリッド株式会社藤沢支社と「カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定」を締結 ・東日本電信電話株式会社神奈川事業部神奈川西支店と「カーボンニュートラルに関する連携協定」を締結 ・第 25 回ふじさわ環境フェア開催 ※新型コロナウイルス感染症の影響によりパネル展形式で開催していたが、3 年ぶりにイベント形式で開催（以降、2025 年まで毎年実施） ・建物断熱の取組として小糸小学校にて断熱ワークショップ実施
2023 年度（令和 5 年度） 4 月 6 月 8 月 12 月	・環境施策における推進体制を、市長を本部長とした藤沢市環境政策推進本部会議に強化 ・「COOL CHOICE 藤沢」LINE 公式アカウント開設 ・環境省の「デコ活」推進に合わせ、デコ活宣言及びデコ活応援団参画 ・ゼロカーボン講演会「「脱炭素社会の実現」と「お得で健康な省エネ住宅のススメ」」実施
2024 年度（令和 6 年度） 4 月 5 月 6 月 7 月	・本町小学校、第一中学校、六会中学校、朝日町駐車場敷地にて PPA 事業開始 ・東京ガス株式会社・東京ガスエネワーク株式会社と「カーボンニュートラル等の地域活性化に資する包括的連携協力に関する協定」包括的連携協定を新たに締結 ・市役所本庁舎・分庁舎に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「算定・報告・公表制度」対応のカーボン・オフセット都市ガスを導入 ・藤沢商工会議所・神奈川産業振興センター共催により「事業者向け脱炭素セミナー」実施

	・県環境科学センターとの共同事業により本庁舎前に暑さ指数計設置 ・県実証実験会場として江の島サムエル・コッキング苑にペロブスカイト設置(実証期間 7/29～R7.9/8)
8 月	・環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」に採択され、補助事業を開始
11 月	・ゼンドラ株式会社と「使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業（環境省）」を実施
12 月	・市民事業者参加型「ふじさわ省エネチャレンジ」の事業を開始 ・藤沢市・藤沢商工会議所共催によりゼロカーボン講演会「ペロブスカイト太陽電池が拓くエネルギーの未来」
1 月	・藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しを開始
2025 年度(令和 7 年度)	
4 月	・組織改正によりゼロカーボン推進課が新設 ・建築物再生可能エネルギー促進区域の指定
6 月	・グリーン電力を藤沢市民病院や運動施設等に導入
7 月	・カーボン・オフセット都市ガスを藤沢聖苑にも導入 ・事業者の脱炭素の取組状況を把握するため市内特定排出事業者を対象にアンケート実施
11 月	・住宅展示場での補助金説明会を実施
1 月	・ゼロカーボン講演会「リチウムイオン電池が拓く未来社会」 ・東京海上日動火災保険株式会社・株式会社横浜銀行・藤沢商工会議所・アークエル株式会社と共催で「中小企業のための GX セミナー」実施
2 月	・積水ハウス株式会社湘南支店と「ゼロカーボンの推進に資する連携協力に関する協定」を締結
2026 年度(令和 8 年度)	
4 月	・再生可能エネルギー由来の電力を下水道施設に導入
6 月	・国の環境月間（地球温暖化防止月間）である 6 月を、本市で「ゼロカーボン推進月間」と定める

4 重点施策による削減量（内訳）

施策	部門	対策内容	2030年度重点施策 でのCO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	
重点施策1 省エネルギー 設備等の導入拡大	産業	高効率空調の普及促進	151	1,793
	産業	産業ヒートポンプの普及促進	353	
	産業	産業用照明の普及促進	339	
	産業	高性能ボイラーの普及促進	950	
	業務	トップランナー制度等による機器の導入促進	2,835	13,117
	業務	建築物の省エネルギー化（既築）の促進	1,432	
	業務	建築物の省エネルギー化（新築）の促進	4,096	
	業務	業務用給湯器の普及促進	475	
	業務	高効率照明の普及促進	607	
	業務	BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門に おける徹底的なエネルギー管理の普及促進	3,672	
	家庭	高効率照明の導入	712	25,699
	家庭	家庭エコ診断	387	
	家庭	住宅の省エネルギー化（改修）の促進	3,973	
	家庭	住宅の省エネルギー化（新築）の促進	10,799	
	家庭	高効率給湯器の普及促進	8,153	
	家庭	トップランナー制度等による機器の普及促進	1,675	
重点施策2 再生可能エネルギー 設備等の導入拡大	産業・業務	再生可能エネルギーの導入	4,192	4,192
	産業	再エネ由来電力への切り替え	14,740	14,740
	業務	再エネ由来電力への切り替え	12,614	12,614
	家庭	再生可能エネルギーの導入	15,542	35,224
	家庭	再エネ由来電力への切り替え	11,177	
	家庭	家庭用燃料電池導入	8,505	
重点施策での削減量（合計）				107,377

※本プラン対象期間内（4年間）での取組の結果による2030年度（令和12年度）時点における削減見込みを記載しています。

5 用語解説

あ行

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としている。

か行

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスを、他の場所での温室効果ガス削減や吸収活動で「埋め合わせる」という考え方。

カーボנקレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素（CO₂）等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素（CO₂）等の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証する J-クレジット等がある。

カーボンニュートラル

二酸化炭素（CO₂）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になることを指す。

本プランでは、事業所や家庭などが排出する二酸化炭素（CO₂）を省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用によって「排出」を削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護、排出権の購入といった「吸収」によって実質ゼロにする取組の意味で用いている。

海洋酸性化

海洋の pH が長期にわたって低下する現象。海水中の pH は一般的に弱アルカリ性だが、二酸化炭素（CO₂）が多く溶け込むと pH が下がり酸性に傾く。海洋酸性化により、サンゴや貝類などの骨格や貝殻の形成が阻害されるなどの海洋生物への影響が懸念されている。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼させると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発やクリーン化の技術開発が進められている。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018 年（平成 30 年）に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。地球サミット（正式名称：環境と開発に関する国際連合会議）直前の 1992 年（平成 4 年）5 月 9 日に採択され、1994 年（平成 6 年）3 月 21 日に発効した。

吸収源

大気中の二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

グリーン電力

太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーで作った環境負荷が少ない電気のこと。

グリーン電力証書

自然エネルギー等で発電された電力の環境価値（二酸化炭素（CO₂）削減など）を「証書」として取引すること。グリーン電力証書を活用することで、再生可能エネルギーを直接利用せずに、その環境価値を活用し、省エネや環境保全に貢献できる。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど自然界によって補充されるエネルギー源のこと。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000 年（平成 12 年）に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

自立・分散型エネルギー

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し、各家庭・事務所等へ送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていくとするシステムのこと。

樹林地

土地の大部分について樹木が生育している一団の土地。

水素

石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料は燃焼させると二酸化炭素（CO₂）を発生するが、水素は燃焼させても二酸化炭素（CO₂）を発生しないことから、次世代エネルギーとして地球温暖化対策への貢献が期待されている。

水素は水や石炭などから製造され、製造方法の違いによりグリーン水素（製造時に二酸化炭素（CO₂）の排出を伴わない水素）、ブルー水素（製造工程で二酸化炭素（CO₂）の排出を抑制した水素）、グレー水素（化石燃料から製造され二酸化炭素（CO₂）の排出を伴う水素）などに分けられる。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

た行

太陽光発電（システム）

シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

脱炭素

地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。

脱炭素経営

民間企業がパリ協定に整合する意欲的な目標を設定し、サプライチェーン全体で効果的に削減を進め、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に沿った気候変動のリスク低減と成長のチャンスを経営に織り込み、重要課題として取り組むこと。

脱炭素社会

太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めるなど、社会全体を脱炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な世の中のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、1998年（平成10年）に制定された国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

蓄電池

充電と放電を繰り返し行うことができる電池のこと。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出せる構造になっている。

適応策

既に現れている、あるいは中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組。

デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良い（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

電力排出係数

電力 1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかを示す数値。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/ kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出する。

な行

二国間クレジット制度

日本とパートナー国の間で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られる温室効果ガス削減・吸収量を両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステム。

燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

は行

パリ協定

2015 年(平成 27 年)12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」において採択された協定で、「京都議定書」以降の新たな気候変動問題に関する国際的な枠組みである。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

非化石エネルギー

化石燃料以外のものを指し、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーのほか、廃プラスチックなどの廃棄物原料、副生ガスや副生油などの生産過程で副次的に発生するものも含まれる。

非化石証書

太陽光や風力、原子力等の非化石電源で発電された電気が持つ「二酸化炭素（CO₂）を排出しない」という環境価値を証書化したもの。非化石証書を購入することで、二酸化炭素（CO₂）削減への貢献という価値を得ることができる。

藤沢市環境保全職員率先実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、本市の事務・事業に関し、温室効果ガス削減等のための措置に関する計画。

藤沢市環境保全職員率先実行計画は、2022 年（令和 4 年）3 月に策定、2023 年（令和 5 年）4 月に改定され、計画では、計画の目標年度である 2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）比で 56%削減を目標に掲げている。

英数

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

ESCO 事業

Energy Service Company 事業の略称で、「エスコ」と呼ばれる。事業者の省エネルギー課題に対して、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達など省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果（導入メリット）の一部を報酬として受け取る事業。

HEMS

Home Energy Management System の略称で、「ヘムス」と呼ばれる。一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量や電力料金などを一元管理するシステム。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略称。

1988 年（昭和 63 年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素（CO₂）等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素（CO₂）の吸収量をクレジットとして国が認証する制度。本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット（JVER）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている。本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセット等、様々な用途に活用されている。

MaaS

Mobility as a Service の略称で、「マース」と呼ばれる。地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせで検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

PPA

Power Purchase Agreement の略称であり、電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれている。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素（CO₂）排出の削減が可能。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となり、資産保有をすることなく再エネ利用ができる。

ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ばれる。事務所や学校、工場などにおける快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼ばれる。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が実質ゼロまたはマイナスの住宅（マンションでは「ZEH-M」という）。

0円ソーラー

事業者が初期費用を負担して、住宅等に太陽光発電システムを設置し、電気料金または設備のリース料金等により、初期費用を回収する仕組みであり、住宅等所有者は初期費用 0 円で太陽光発電システムの設置が可能。設置後、一定期間は発電された電気のうち使用した分の電気料金（リースの場合はリース料金）等の支払いが必要であるが、一定期間経過後は、設備が住宅等所有者に無償譲渡される。

30by30

生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」の後継として 2022 年（令和 4 年）12 月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において示された主要目標の一つ。

2030 年（令和 12 年）までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030 年（令和 12 年）までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。